

第百二回国会 農林水産委員会 議 録 第 十 六 号

昭和六十年四月二十四日(水曜日)

午前九時三十一分開議

出席委員

委員長 今井 勇君

理事 衛藤征士郎君 理事 島村 宣伸君

理事 田名部匡省君 理事 玉沢徳一郎君

理事 小川 国彦君 理事 田中 恒利君

理事 武田 一夫君 理事 神田 厚君

大石 千八君 加藤 卓二君

鍵田忠三郎君 瓦 力君

菊池福治郎君 鈴木 宗男君

田邊 國男君 月原 茂皓君

中川 昭一君 仲村 正治君

野呂田芳成君 羽田 孜君

保利 耕輔君 松田 九郎君

三池 信君 山崎平八郎君

若林 正俊君 上西 和郎君

串原 義直君 島田 琢郎君

新村 源雄君 日野 市朗君

細谷 昭雄君 松沢 俊昭君

駒谷 明君 斎藤 実君

水谷 弘君 吉浦 忠治君

稲富 稜人君 菅原喜重郎君

津川 武一君 中林 佳子君

出席國務大臣

農林水産大臣 佐藤 守良君

出席政府委員

農林水産大臣官 房審議官 吉國 隆君

農林水産省経済局長 後藤 康夫君

農林水産省構造改善局長 井上 喜一君

農林水産省農蚕園芸局長 関谷 俊作君

食糧庁長官 石川 弘君

委員外の出席者

農林水産委員会 調査室長 矢崎 市朗君

委員の異動

四月二十四日

辞任

太田 誠一君

佐藤 隆君

月原 茂皓君

山崎平八郎君

同日

辞任

加藤 卓二君

瓦 力君

中川 昭一君

仲村 正治君

補欠選任

瓦 力君

仲村 正治君

加藤 卓二君

中川 昭一君

補欠選任

月原 茂皓君

太田 誠一君

山崎平八郎君

佐藤 隆君

本日の會議に付した案件

農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出第四八号)

農業者年金基金法の一部を改正する法律案(内閣提出第六一號)

○今井委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、農業災害補償法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。日野市朗君。

○日野委員 私が社会党の最後の質問者のようでありまして、それで、共済の問題についてはいろいろな観点からの質問がもう既になされておられるので、私はちよつと見方を変えた質問をさせていただきますというふうに思っております。

私はこの法案を勉強しております。ふらつと二・二六事件が頭をかすめたんですよ。あのときの青年将校たちの大義名分の一つに、凶作に泣く東北の農民の貧困という一節があったわけでございます。まさに私は東北の農民の末でございます。それから、そういう言葉を聞くと胸に響くものがございます。凶作というのは北海道が最近よく言われておりますが、東北も本当に凶作に泣かされてきた。冷害、干ばつ、水害、これは私の子供のころからの記憶をただただだけでも一再ならずでございます。そういう思いを持ちながらこの農業災害補償制度を見ておると、いろいろな感慨がございまして。そういう思いを持ちながら若干質問をさせていただきたいと思うのでございます。

私はこの農業共済の制度は、非常にこれまでの日本の農村、農業を救つてきた、そして地域社会にも非常に好ましい影響を与えてきた制度であるというふうに考えております。私の考え方からいまして、これでもまだまだ不十分なのではないかというふうにも思つておりました。そこでございまして、今度の改正を見てみますと、また一歩国の方が農業から撤退かという思いを非常に強くしてなりました。そもそも農業共済というのは、国民の食糧を確保するといふ食糧政策としての一面に非常に強いモチーフを持っているわけでありまして。国民の食糧を確保するといふことは、日本の農業の生産力を確保するといふことにはなるわけでございまして、そういう点からすれば、日本の農業といふものがこれからの生産力を確保していく、そのためにはもつと農業を守っていくという視点が必要ではないかというふうに私は思つておるのであります。

最近、農業も十分に競争力を持ちなさい、ほかの国の農業に対してコンペティティブにならなさいという立論がなされております。それはよく存じております。しかし、私はそういう立論がありながらも、国がまずなすべきことは、国民を食わせる、国民の食糧といふものの十分な供給が常にあるといふ政策、これが農政の基本になるのだというふうに思つておるのですが、いかがでございますでしょうか。私のこういう考え方が同時にいろいろな考え方があるのはわかりますが、基本的な農水省の考え方として、日本における食糧の生産力はどうしても確保していくのだ、自分たちの手で守るのだという考え方はございますでしょうか。

○佐藤國務大臣 日野先生にお答えいたしますが、我が省は日本国約一億二千万の国民に食糧を安定供給するといふ大きな役目を持つていて、農は国の基本であるといふことでもございまして、どうしても守りたい、私はこんな気持ちを持つてやっております。

○日野委員 日本の食糧の生産力ということになりますと、これは非常に漠然とした言い方になって恐縮でございますけれども、現に自給率を高めてやうといふことを言いながら、日本の食糧の自給率といふのはまだ三〇％台にとどまっております。これはいろいろな数字のとおり方があるものであります。一般的にはそういうような理解でありまして、このように必要に当たつて、国の農業生産力を高めていくといふ必要は農水省も感じておいでなるところだろうというふうに思いますが、いかがでございますでしょうか。

○後藤(農)政府委員 御指摘のとおり、我が国におきまして国内生産で可能なものはできるだけ国内で生産をしてまいりたいということで、私もこの省にいたしまして各種の施策をやつておるわけでございまして、農業災害補償制度、これも、積極的に生産力をそのこと自身によつて増進をするといふものではございませんけれども、不慮の災害か

ら農業経営を守ることによりまして、この生産力の発展を支えるという意味で非常に重要な制度だと思っております。先ほど大臣がお答えを申し上げましたような線に沿ひまして、私も共済制度を考える場合にもそういう姿勢でいくべきものと考えております。

○日野委員 今局長がお話しになったことは私も賛成であります。まさにこれは生産力を下支えするような制度なのであります。農業の生産力というのを考えてみますと、いろいろな要素がございますけれども、農業を実際にやっていく個々の農家の経営の健全性というものが、十分に考えていかなければならない一つの要素であらうというふうに私は思っております。ということ、農家というのはまさにおとなとさき相手の仕事でございますから、農業災害をこうむるといふ可能性というのは、これは常にそこに直面しながらやっております。自分たちが一生懸命やってもどうにもならない天災が来る可能性があるということを農民は十分承知しながら農業をやっております。これは自分の生活のこともありまして、自分たちが日本人の食糧を支えるという気概といひましょうか、そういうものも非常に強く作用していると思うのです。そういうときに農民に対して、国もかかるべき措置を講ずる、あなたたちも頑張れというバックアップをするということが、精神的にも非常に大きな作用を持つと思ひます。いかがでございますか。

○後藤(康)政府委員 農業生産者の中にも、いわゆる中核的な担い手、あるいはまた反面、農業収入に依存するところの少ない、米で申せば飯米農家と言われるような方々まで、いろいろおられるわけでございますけれども、我が国の農業生産を支えている担い手の方々にそういうバックアップをするという、いろいろな面で制度的にバックアップをしていく必要があるということは御指摘のとおりだと思ひます。我が国の農業災害補償制度も、先ほど戦前の二・二六のお話でございます。

たけれども、戦後こういう農業災害補償法というような形で制度を整備をされましたことが、やはり何回か見舞われました大きな災害から農業を守りまして、経営の安定に果たしてきた役割というものには非常に大きなものがあるというふうに私は考えております。

○日野委員 こうやって私と局長また大臣とお話をしていって、お互いに話も、大体問題の意識もそうではないというふうに思ふのです。ところが、政策的な流れの現象面をずっと見てまいりますと、国のやり方と我々がここで話しているところとの間に大きなギャップが生じてきているような気がしてなりません。つい先ごろは金融三法の審議をいたしましたね。そこでもやはり金融面から国の方が手を抜いてきているという一つの現象を私は見ることができたように思ひますし、今度は農業災害の面で、国の方の補助金でございます。その補助金の引き下げというふうな姿勢が見えてくる。そういうところに中曽根さんあたりが、経済関係閣僚会議ですか、農業ももう聖域ではないということまで言い出す。国会なんかで一生懸命になって自給力を向上させるということを決議をしたり、農業団体も自給力を上げようという決議をしつたりしているにもかかわらず、制度、政策の現象面をずっと見てまいりますと、残念ながら農業については国の方のしつかりした支えが、バックアップ体制がほとんど後退をするというふうな感じがしてならないところでござい

ます。いかがでございますか、大臣、あなたが現に大臣に就任されて、あなたがそれを意図しておられるかどうかは別として、現象面として今幾つか私は指摘をしたわけですが、こういう現象面が進んできている、政策的な現象がこういうふうにあつてきているというところについての御感想はいかがでございますか。

○後藤(康)政府委員 私ども、例えば農業災害補償制度を例にとりまして、この制度、組織あるいは国の財政的な関与の仕方、そしてまた仕組

み、私、本当にこれは世界に例を見ない、ある意味では世界に冠たる農業災害補償制度だと存じております。世界的に見ても、例えば今度のアメリカの農業法案などを見ますと、作物保険に對します国庫補助も全部やめていくというふうな方向でございまして、御審議願つております。よく行財政改革の厳しい状況の中でございまして、やはり我が国農業の特性ということで、超過累進制という形で国庫負担をあくまでも残すというところで私もやってまいつてきておるわけでござい

ます。もとより、行財政全体につきまして効率的な執行を求められている、そういう中でいろいろ、政策をある程度重点的に張りをつけて実施をしていかなければいけないという面が出てきていることは事実でございますけれども、そのことによりまして私ども、農政の姿勢が崩れたとか後退したというふうには必ずしも考えておらないわけでございます。

○日野委員 そこいらになると大分私と局長との間には、微妙ではない違いがあらわれてきているような感じがするのですが、要は農業というものの対する見方ですね。農業に対する国政の中での評価、位置づけというものを私は決して後退させてはならないと思ふのです。

何か昔は、農林水産省という非常に有力なお役所でございまして、天下の秀才雲のごとくに集まつたところであつて、役所としての格式も高くあつたところのようでありましたが、どうも、最近見ていると非常に受け身の姿勢が目立つ。本当は農業共済についても、共済の重要性ということをもっともつと大蔵省あたりに理解させる。理解させた結果がこうなんだという言い方をされる、御苦労のほども知らないわけではございませぬから、私も舌の先も鈍ってくるわけでありまして、評価を高めなければならないだろうというふう

に思ふのです。何か中曽根さんが、農業ももう聖域ではないぞ、そんなことを言われる。一方で、佐藤農林大臣は、いや農業は特別だ、聖域である、こう断言してはばからない態度をお示しになったということは、私は非常に多量とするところでありまして、どうでしょう、私は農業というのはいや聖域であると思ふのです。国民を食わせることが政治家の使命でございまして、大蔵省が何ぼ金を積み上げていようが、国際企業が何ぼ数字を貸借対照表に並べようが、そんなものでは食つて、生きていけないのです。最後はもう食ひ物ということになるのでしてね。やはり農業は聖域、このことはどうしても頑張らなければいけないだろうというふうに思つていますが、どうでしょう、大臣。

○佐藤農林大臣 日野先生にお答えいたします。実は、総理の発言が少しオーバーに伝わっている感じがいたします。あの十九日の朝の政府と与党との対外政策連絡会議におきまして、私が発言いたしましたときに、メーソンの発言の中に、やはり農林水産物についてはトーンを下げまして、農業については諸外国とも特別の扱いをしていくけれども、といって聖域じゃないので、見直しを一遍やつてもらいたい、こういうふうなトーンを下げて言いました。ところが、新聞等を見ますと、正確に伝えているのは一紙しかなかったですね。あとは全部、がんとやつたように言つていますが、それを見て私は、中曽根総理大臣という農林水産問題の話をしておりますけれども、かなり理解を示していただいている、こういう感じがしているわけです。

そんなことでございまして、今先生がおつしやつたとおりですが、農業というのは生命産業として、国民生活にとつて最も基礎的な物資である食糧の供給を初め、国土、自然環境の保全等、極めて重要な役割を發揮しております。また、地域社会におきましては、これは就労の機会の提供などがございまして、そんなことでございまして、私はやはり聖域であるという理解のもとに今後とも努力したい、こう考えております。

○日野委員 日米欧三極会議のレポートが

ておりまして、こゝなかは完全に国際分業論でございまして、あのトーンを見ておられます。逸見先生なんかもその起草者の中に入られておられるようですが、逸見先生、今まであんなふうに出ておられたのかどうかということになると、これはいろいろ推測で物を見るしかないのですが、大分ラジカルな考え方がそこに示されている。ああいうものが一つ出ると、国際圧力は強まってまいります。

私、この間もアメリカに行つてみて、アメリカの新聞等、これは買つて読みます。そうすると農民の苦勞話でございまして。かつてはサクセスストーリーだったのが、今は苦勞話、泣き言、それがずつと載つていく状態でございます。ああいう状態、これは日本に必ず響かないはずはない。そこに三極會議のレポートのようなものが出る。それから中曾根さんの、農業すら聖域ではないという、こういう発言が出る。それ、一押し押せという動きが必ず出てくるでしょう。そういうときに日本は、まあバリアを高くしろなんということを言うのじゃありませんけれども、日本は日本で農業を守るという体制を、これはもうきちんとつくっておかなければならないのだというふうに思います。これを十分につくる、日本の農業を守るために、そういう考え方、そういう思想、そういういたたものをきちんとつくっていく、そういうことをお約束いただけますか。

○後藤(農)政府委員 私ども経済局で国際関係の仕事もやつておるわけでございまして、特に我が国の大幅な貿易黒字の存在というところから、今国際的に我が国は非常に厳しい批判のもとにさらされておる実情にございまして。今お話のございましたように、我が国の農業の重要性、そしてまたもう相当な農産物あるいは農林水産物の大輸入国になつておるというふうなことにございまして、必ずしも国内あるいは諸外国に十分知られていない面があるというところにつきましては、私どもも自覚をいたしております。我が国の農業の健全な発展を守るためのいろいろな手だて、あるいはま

た各方面の理解を得るための努力、内外を問わず、これはやはり強化をしていく必要があるというふうな考えでおります。

○日野委員 私は実は局長ほど日本の農業の持つてゐる生産力に対する過信はないのです。私もしよつちゅう農村には入ります。そこで、農村でどのようなことを考えながら農民たちが農業に従事しているかということも知つています。そういった精神面での脆弱なところ、これは一つございまして。非常に大きく作用しています。特に若い農民の間に、いつか機会があつたら農業から逃げ出そうかという機運が働いていること、これは一つ指摘しなければいけません。

それからもう一つは、やはり農地による制約というものと日本との経済機構の中で、産業構造の中で、農業というものが伸び得ない、自分の力で伸びる意欲を持つた人も伸び得ない、頭を抑えられている、そういう状況というものがやはりありまして、そういう面から見れば、技術がよくつたではないか、農業等がよくつたではないか、機械がよくつたではないかといったたつて、そんなハード面で華々しく見えるほどソフトの方は十分に備わつていないかという、私は必ずしもそうは思つていないのです。私は局長ほどの過信を持つことはできない。もつと農民は安心してやりなさいよ、これだけのことはやつてあげますよ、そして農業を支えていくためのバックアップを進ませますよという姿勢が農政の担当者になれば、私はこれからの日本の農業の生産力を高めていくということはできないだろうと思つた。

私は、この現在の世界の平和的な安定というのは、今までの歴史から見れば異常なことのようにはさえないと思つて、やがていつかはこれは波風があるということを常に想定しながら国内における農業の問題も考えていかなければならない。そういうときに、そういうことを念頭に置きながら考えれば、日本の農業の生産力というのは、そんな今の程度では足らぬというふうには私は思つて

いるのでございまして、特に臨調あたりが農業を目的のかたきにして、自立自助の精神だということをおっしゃる。自立自助なんて言う、言葉そのものはきれいだけれども、おまえたち一人だけでやつたら、こういうことではございませう。大体、私が今まで考えてきてみて、農業という産業は花形であつたためしがないのです。これは、そういう中で自立自助でいけという、そして農業に対する国の政策的な配慮が後退をしていく、こういうことになると、私は日本の農業の生産力というのを大きく阻害していく、そんなふうなことを御感想を伺つておきたい。

○佐藤(農)大臣 お答えいたします。先生にひとつ御認識を改めていただきたいと思ふことが一つあります。我が農林水産省は、挙げて日本農業を支えるという決意をもつて頑張つておりますから、ひとつその御理解をお願いしたいと思ひます。一歩も後退してございませう。私が入つて半年ですが、よく頑張つておるということを特に御理解願ひたいと思つております。そんなことで、実は臨調等の言つておられます自立自助という言葉、これはいろいろな見方があると思ひます。私は最初就任のときに申し上げましたけれども、農業は国の基本であるということ、約一億二千万の国民の食糧をいかに安定供給するかという大変重要な役目を持つておる。そういう形の中に、また食糧の安全保障の立場を持つておるというふうなことを主張しておるわけなんです。ただ、問題は農業に経済性をどう加味するかという問題、そういう形の中に、できれば市場開放措置を加味したい、こういうことを申し上げました。ただ、そこには時間と資金を要します。そういうことで、その議論を足飛びにする人がございまして、それは日本の農業を知らない方でありまして。それから日本の地理を知らない人、島国であること知らない人でありまして。

そんなことでございまして、私とすれば、今先生と同じような気持ちでございまして、そういう

形で今後とも日本の農政を進めていきたい、こういうふうな考えでおるわけでございまして。

○日野委員 私は、農業にいろいろな努力をする、農民が努力をする、経営能力をつけていく、技術を高める、そんなことではない努力をすることによって伸びていく可能性はあるだろうと思ふ。しかし、やれやれすればそういう努力というものは無限のものだという妄想に陥つて議論をされる方が多いのです。私はそんなものではないと思ひます。やはり農業というものはいろいろな制約要因を持つてやつてゐるのですから、どんなに人間が努力をし、全能力を傾けたつて常に壁にぶち当たる、そういうのが農業だろうと思つておられますので、私はそういう中で生産力を高めていくための政策誘導、これはちゃんとやつてもらいたいし、農業共済制度もそういう意味では非常に大きな役割を果たしているというふうな思ひますので、これ以上の後退は決して許されることではないのだと思ひます。きのう私も非常に胸打たれる思いで聞いたのですが、きのうの参考人の御意見を伺いましたら、実際にやつておられる方が、ただただ困つたの一語だ、こつ言つておられた。非常に胸に突き刺さるような言葉でございまして。よくそこいらも玩味していただきたいというふうな思ひます。

それで若干質問の論点を要するわけでございまして、今度水稲共済の当然加入基準が引き上げになるわけでございまして。これは二十アール、都府県でございまして、二十アールというところかなり大きな農家でございまして。大体現在の農家の平均の反別は十二アールから十三アールの間が平均は動いておるから今私は正確なところを知りませんが、十二アールから十三アールの間が平均のところだと思ふのです。平均のところは切り落としてしまふという思想がここにあるわけでございまして。これはどういうそもその考え方をとつてゐるのかというと、私はこの辺も非常に危険な考え方ではないかなというふうな思ふので、現在二種兼業家や何か非常に目のかたきに

されておりますけれども、そういったところの生産力というものは、これは決してなめてはかれない。かなりの量の生産力を上げていくわけでございます。しかも、これは米穀の需給の計画にはちゃんと乗っかっているわけでございますから、こういうところまで共済から切り落としてしまふということについて不安を感じにならないでしようか、どうでしょうか。

○後藤(康)政府委員 今回、これは法律事項ではございませんが、政令事項で当然加入基準の引き上げを制度の見直しの一環としてやることを予定いたしておりますが、これは生産性の高い農業経営を育成するという農政の基本方向にもかんがみまして、二十アール未満と申しますと、農業収入に依存するところも少のうございまして、また米の生産という点で申しますと自家消費米の生産が主体の小規模農家ということになるかと思ひますが、そういった方々まで当然加入の対象とする政策上の意義は乏しくなっているものというふうを考えられましたことから、当然加入基準の緩和を図りまして、制度の合理的な運営を図ろうというものでございまして。

もちろん、当然加入基準を引き上げるということが即水稲の作付面積の小さい農家を切り捨てるということではないわけでございます。また私ももそういふことを考えているわけではございません。任意加入の道は残されておるわけでございますし、任意加入いたします場合に、当然加入の農家と掛金の国庫負担の割合も全く同一の割合で国庫負担をするということになっておるわけでございます。したがって、今の共済制度のもとで、この共済制度は組織につきましてもそしてまた掛金の国庫負担につきましても、いろいろこれまでの政策的な積み上げによりまして非常に大きな仕組みができていくわけでございますが、これの中で加入を強制するという仕組みを、制度が発足以来漸次強制を緩和をしておりました。それが、その一つの延長線上で、今日の時点に立つてその強制の度合いについて見直しをしたという

ものでございます。

○日野委員 そのお答えは今までも何度も伺っておるわけでございますが、問題は、日本の農業の生産の構造の中で二十アール以下の農家というものの担っている役割は非常に大きいと私は思ひます。それをどのようににらんになるか、大きいと見られるか小さいと見られるか。それはこれからなくすべきだ、この二十アールという線の引き方はちよつと問題があるが、そういう小さな農家といふのはこれからもう水稲はやめてもらうべきだと考えておられるのか、いやそうではない、そういう人たちの生産力をもきちんと評価してこれらの計画を立てていくのだ、こういうお考えなのか、問題を絞ります。

○後藤(康)政府委員 内地二十アール、北海道六十アールの米の作付農家の重みというものをどういふふうに見ておるかということでございますが、実は全農家につきましての米の生産量、販売量に關します統計資料がございせんので、共済で引き受けております農家につきまして五十九年産で見えますと、都府県におきまして引受面積が二十アール未満である農家の戸数割合は二・二％、面積で申しますと四・九％、北海道におきまして引受面積が六十アール未満である農家の戸数割合は九・二％、引受面積の割合は一・〇％、こういう二つのウエイトでございまして。当然のことながら、戸数に比べますと面積の割合の方が小さいという形になっておるわけでございます。

こういふ農家が生産をいたします米も、我が国の米の需給全体の中で一定の地位を占めておることは間違いないわけでございますが、今後の米の生産を政策的にどこへ志向をしておるかというのを考えました場合には、やはり政策的な優先度というものは、米の生産を今後将来とも中核的に担っていただける農家層というものを重点を置いて考えていくべきではないか。米の生産の面積に占めます二十アールなり六十アール以下のウエイトというものをどう見るかということにつきましても、その作付面積を減らしていかうか

というふうな観点と、それからその面積は確保して生産を継続していくけれども、その生産が飯米的な農家で非常に大きな割合を担われていくのがよろしいか、それともやはり米の生産に今後とも真剣に取り組んでいくという農家で担われた方がいいのかという判断になりますと、恐らくそれは後者ではないかというふうな思っているわけでございます。

○日野委員 局長はどのようにお考えになるかわかりませんが、これも成功だったと見るのか、見通しが合っていたと見るのか違つたと見るのかちよつとわかりませんが、農地の集積の度合いといふのを見ると、一つは農業基本法をつくらうとした当時の一つの見通しというものはあつたわけですね。これは大きく崩れている。大きく崩れました。それから、八〇年代の農政の基本的な見通しですか、この見通しをつくたときも一つの見通しを持つたわけですね。現に見通しを持っているわけですが、その見通しそのものも崩れかけているのではないか。これは見通しができてからそう長い時間がたっているわけではありせん。まだその結論を出すのは早いかもしれないけれども、傾向としてはどうです、いろいろな努力をしたにもかかわらず農地が集積されていかな、思つたほど進まないという現象を感じておられませんか。

○後藤(康)政府委員 この問題は構造改善局長からお答えを申し上げるべき性格のお尋ねだと思ひますけれども、御質問にございましたように、確かに基本法当時、もう既に亡くなつた東畑精一先生などが、基本問題調査会の答申を出す時点でこれだけの農地価格の急激な上昇が起つたことを見抜けなかつたところに自分の失敗があつたといふようなことを晩年言っておられたけれども、その後規模拡大につきましても、先生御案内のとおり、いわゆる所有権の取得という形、そういった道も一方で制度金融等で推進をしながら、我が国の土地所有の実態から考えますと、利用権の集積というふうなことに一つ政策

のかなり大きなウエイトがかかつてまいりました。農地三法等を通じて、そういった方向での農地の流動化につきましてはかなりの前進を近年見ておるのではないかと、私、所管外でございますけれども、そういう印象を持っております。

○日野委員 どうもこの話、そういう評価の話になりますと、農水省はオフィシャルなものを持つておられるので議論がなかなか合わないとなつてくるのですけれども、私の感想を申し上げますと、私はそんなに農地の集積というのを行われないと見ています。自然に、後継者がなくなつた場合にこれを貸す、委託に回すというような形は見えますけれども、現実には自分で耕作をする能力を持つてゐる人がこれを貸すということは余りないやうです。

それに、今度のアメリカの農業危機と言われるものを見ておまして、農地の貸借による規模の拡大を図つてきたアメリカの農業が一つの欠点を大きくさらけ出したのではないかと、うううに思つてゐるのです。

それは、農業危機の最大の原因としては、アメリカの高金利、そして農地を取得する、それから借りるための投資の金利負担に耐えられなくなつたといふような見方も強く言われていますが、話を聞いてみますと、要するにだんだん小作料が値上がりをしていくわけですね。そして実際に驚くべき小作料を払つてゐます。地主といふのはいい商売だなといふふうな感じが言つたら、農民たちは、まさにそのとおりだ、おれたちはこれだよ——これだよといふのは首を絞めるまねをして、おれたちがこれだよ、こう言つておりましたけれども、日本だつて貸し手はできるだけ高く貸したいといふ意向も働く。そして、地代が高くなればなるほど農業経営に対する圧迫要因になつていく。そういうこともありますし、それから日本の農民の農地に対する愛着といふものもございまして、これからのくらしいといふものが伸びていくか、借地なんかで規模拡大が進むかといへば、私

世界的に見てもこれは言えるのです。兼業農家がふえていく、これはもう世界的な傾向でございます。ECであろうとアメリカであろうと違いはあります。ECであろうとアメリカであろうと違いはあります。アメリカのようなあんなに土地を持っていてどうしてそんな傾向がと思うくらい第二種兼業がふえ続けている。

こういう状態を見ると、私は一つ方向が誤つてはいはしないか、規模拡大をして、例えば農業共済道であれば都府県は二十で切る、それから北海道であれば六十で切る、こういう方向に突き進んでいくことに少しは憶病になつてもらわなければならぬ

ないと私は思う。少しはと言うと、かなり憶病になつていますという答えが返つてきそうなんです。が、こればかりを追求してそのほかの選択肢を追求しないということがあつてはならないと思つてゐるのです。私は、この水稻共済の当然加入基準の引き上げというのはまさにそういつた線に乗つた一つの施策であらうと思つてゐるのです。が、いかがでしよう。ほかの選択肢もちゃんと見ておくべきじゃないかというような考え方。どうも構造改善局長がおいでにならないので後藤局長にはお気の毒かもしれません、ひとつお考えを示していただきたい。

○後藤(康)政府委員 他の選択肢ということにつきましてはのお尋ねの趣意がちよつとよくつかみ切れなところがあるわけでございますが、水稲井済について申しますと、少なくとも五〇%、制度改正後におきましても五四%の掛金庫負担を行う保険の制度でございます。これは保険の設計なり災害の発生態様というものが制度上予想されているようなものであります限りにおきましては、必ず農家の所得になる仕組みでございます。こういう五割以上の助成がついた制度がございまして、それに対して広く一般の小規模な農家のの方々までお入りになる道が開かれています。そのうち、ある線以上の人々についてはそれを強制す

私ども、このことによりまして農業共済制度から小規模な農家を切り捨てると言う考えはさらさらございません。むしろ、そういった方々の加入促進の努力を通じて、農家全体の方々にこの制度の意味なり意義というものが一層徹底されることを期待しているわけでございます。

○日野委員 私の考えているところは、特に日本の農業の中では大規模な農家だけをイメージしたつてだめだ、もつと小さいところもきちんとしかなるべき評価を与えて生かしていくような方法でなければうまくないですよと私は言いたいわけですよ。

それで、特に水稲共済なんかをしてみますと、局長今おっしゃったように、できるだけ入っていただいと、それは気持ちとしてはわかるのです、こうなれば入っていただかなければ困ると。大体共済組合そのものは困ってまいりますね。これらの人たちにも入ってもらうて掛金もちゃんと支払ってもらわなくちゃ困るわけです、共同防除なんかをやるときに、ヘリコプターを飛ばしてやって、そこから先は入ってないところなんだからそこでぐるつと回つてというわけにもなかなかいかなない。そんなことで運営上もいろいろ困つてまいります。

ところが、意外と共済制度そのものが農民の間で十分に人気があるとは言えないのですね。共済もうやめられないのかという声は、しょっちゅう耳にしますよ、我々会っている農民からは。ただ、その人たちは本気になってそれを言っているのじゃないのでしょうか。何しろ農業共済組合の役員選挙でのいろいろな確執とかは至るところにあり

ますし、人間というのはややもすれば、もううと
きはよかつたけれども金を出すときはつらいと思
う、これは人情でありますから、そういうことも
あつて、心からやめたいと思つてゐるのではない
のでしようけれども、余り人氣があるとは言えな
い。そういう中で今度、あなたは今まで当然加入
だつたのですけれどもこれからは任意でございま
すが、どうぞ金を払つてお入りください、これが
うまくいくかなという疑念が私の中にあるので
す。きのうの参考人もこれは一生懸命努力いたし
ますという答えでございますが、果たしてどの程
度加入してもらえるのか、私もこの点は非常に心
配するところなんです、どのようにお考えにな
つておられますか。

○後藤 憲 政府委員 これは、過去に当然加入基準を引き上げました組合の例なども私ども幾つか調べておりますが、やはりその地域の実情でございますとか、特にまた当該組合の対応というようなことによりまして、さまざまでございます。当然加入から任意加入に制度的には切りかわった方々がほとんど組合員として残っているような場合、それからまた十数％脱落をしたというようなケース、いろいろございます。

ただ、私も考えておりますのは、制度的な強制がとれたということではございますけれども、そのほかには全く変わった点はないわけでございますし、むしろそういった機会にこの災害補償制度の意義を十分にPRをしていただいて加入推進をしていただく。そしてまたそのことが、他のいろいろな、いわゆる農作物共済とか蚕繭共済のような古い伝統を持ちまた当然加入という制度を持つている種目以外の共済の推進にもつながっていく。そういう努力が行われれば、それほど大きな脱落というものは生じないのではないかと考えております。

○日野委員 それにつけても気になるのは、これは地域的にいろいろばらつき、格差があります。が、今度は農民の負担が急にぐつと上がっちゃうところがあるわけですね。特に北海道、東北北部、

これは負担がぐっと上がつちゃう。そうすると農民の側にとつてはかなりシヨックになりますね。特に当然加入でない部分なんかはかなりのシヨックを受けて、じゃあもうやめておこうということになってきやしないかというふうに思われるのですが、組合の内部としては農民をどう説得して加入をさせていくかという問題があるのでございましょうし、こういう急なシヨックを受けることによつて農民の共済制度に対する見方が冷たくなつていくということも非常に懸念されるところなんです。何とかいろいろな工夫をしながら、急に負担が増高するということにならないような知恵というものはひとつないものでしょうか、これは私なんか考えてみてもなかなか思い当たらないのですが。

○後藤 政府委員　まず、当然加入基準の引き上げと、それから料率改定によつて料率が上がるということが重なることが組合員農家に心理的にも大きな影響を与えるのではないかということでございますが、共済掛金の上昇という点で申し上げますと、今回の料率改定で一番上昇しますのは北海道でございますが、北海道につきましては当然加入基準の変更は考えておらないところでございます。実際問題として、当然加入基準の引き上げが現実の問題として起きますところは、どちらかといえば西日本の方に多いということでございます。

それから、何とか農家の激変を緩和する措置が講じられないかということでございますけれども、掛金国庫負担の問題につきましては、この結論に至りますまでの間に、適地適産という農業政策との整合性でありますとか、あるいは他の各種の公的な保険制度と比較して著しく高いというようなどころから、一律五〇％にすべきであるというような議論もあつたところでございますが、それでは農家負担の激変を来す、そしてまた、農業災害の発生の特殊な態様ということにも対応できないということとで、超過累進制を残しながらその超過累進の度合いを圧縮するという結論に落ちつ

いたわけでございます。

こういう経過でございますので、確かに一部の地域の農家に負担の増加をもたらすことになりまされども、近年におきますいろいろな状況、事情というところにみましますと、今回の改正に連をいたしまして、さらにこの上に特別に国の財政負担によりまして農家負担の激変を緩和する措置を講ずるといふことは、これはどうも難しいといふふうに私も考えております。掛金国庫負担についての超過累進制を残したということ、関係者のできるだけの御理解を得る努力を私どもとしてもまた組合としてもやってまいる必要があるといふふうに考えているわけでございます。

○日野委員 今のは農家の負担の方です。今までは農家が出す方です。こういうことになってきますと、これは、かなり共済の保険設計やら事業のあらゆる面に影響してくる。今までも無事戻しといふことをやっておりましたね。無事戻しにもかなりの影響が出てきやしないかという気がするのです。今までの無事戻しというのは、やはり農家が共済に自分も加入してやっていたのだという一種の連帯感というものを確かめ合う一つの仕組みだったと私は思うのです。その無事戻しが今度は後退してしまうということになったら困ると思うのですが、どうでしょうか、ここらについてのお考えは。

○後藤(康)政府委員 当然加入基準なり国庫負担の仕方ということと無事戻しとは、私も直接に関係がある問題だとは思っております。確かに掛金は払ったけれども共済金ももらう機会が非常に少ないという方々の公平感といえますか、そういうものに対応いたしますために、共済組合が事業運営の中から剰余金を出し得た場合に、それを一部、無事故が続いておる組合員農家に還元をするといふのが無事戻しでございますが、そのほか、今回危険段階別の掛金率の設定というふうなことで、剰余が出た場合のその処分の一つの形としての無事戻しではなくて、料率の設定におきましても、地域の実情に応じましてそういった公平

感に対応できるような弾力的な仕組みもとれるようにするということも含めまして、その辺の組合員農家と共済組合との間の関係が十分密接に維持されるような工夫がやれる仕組みを今回御提案を申し上げているつもりでございます。

○日野委員 では、今度は事務費のことについて一言だけ伺っておきますが、定額化ということになってまいりますと、今でも共済組合の職員の給与なんかは余りよくはないのです。それでも一生懸命やっていますよ。そういう人たちが自分たちの勤労の意欲といえますか、働く意欲といふものを急速に失っていつて、事業運営にまで支障が出てくるというようなことをお考えになりませんか。

○後藤(康)政府委員 六十年度から農業共済団体の事務費国庫負担につきましても定額化をいたしたわけでございますが、これは従来の、個別の経費を積み上げてそれに国庫負担率、補助率を掛けるという形の積み上げの方式に比べますと、もちろん一面で、例えばその積算の単価に影響を及ぼします賃金とか物価の年々の上昇といふものを積算に入れるというふうな仕組みでなくなるわけでございますから、その積算の仕方としまして、年々の経済変動といふものをまめに積算の中に取り込んでいくということができなくなることには事実でございますけれども、反面、いろいろ団体事務費の補助というふうなものにつきましまして、近年の非常に厳しい財政状況の中におきまして、一律五割でございますとか一割カット、そういったことが間々行われやすい非常に厳しい財政状況にあるわけでございます。

現に、農業共済組合につきましても毎年、補助、国庫負担の対象になります職員定員削減というふうなものをどのくらいの人数やるかというふうなことが予算折衝でいつも厳しい事情になっておったというふうな経過もございますし、また、広域合併等で効率化が図られました場合は、積み上げ方式でございますとその効率化のメリットは財政負担の減の方に響いてくるという形になるわ

けでございますが、この定額化ということによりまして、少なくとも五十九年度予算を若干でございますが上回る金額を六十年に確保いたしまして、少なくともその金額は今後も安定的に確保していただけるという意味で、一つの安定的な国庫負担のめどを得られるというメリットも反面においてあるわけでございます。

そういうことでございまして、職員給与の改善等々の今後の共済組合の運営につきましても、こういった安定的な財源をひとつ念頭においていたしながら、事務運営の合理化、効率化というふうなことと対応をさせていただきたいというふうに考えておるわけでございます。

未来永劫これを変えないのかというお話も当然あるかと思ひますけれども、これは、定額化といふことにいたしました以上、年々の物価とか給与の水準といふようなことで毎年当然に改定されるべき性質のものではございません。安定的にやっていくべきものでございまして、大幅な経済事情の変動が見られましたような場合には、事業運営に支障を来すことのないように、財政当局とも折衝し適切に対処していきたいというふうに思っております。

○日野委員 時間が来たのですが、最後に一つだけ聞かせてください。

農水省の方では、共済組合の合併を進める、そして広域化するという一つの方向を持っておられるようですが、我々が見ていて、広域化して必ずしもいいものではございません。これは南北戦争と東西戦争のようなことをしよつちゅうやっていると、ところが非常に多いわけでございまして、そういう地域地域の特性を見て合併なんかは指導するようには、ひとつ要望しておきたいと思ひますが、いかがでしよう。

○後藤(康)政府委員 合併につきましては、私もやはり今後とも推進していかなければいけないと思っております。一郡一組合というのを一応目安しておりますけれども、これを画一的にやるということはお考えおりませんので、ただいま

の御指摘も十分頭に置きながら対応していきたいと思っております。

○日野委員 終わります。

○今井委員長 次に、斎藤実君。

○斎藤(実)委員 今回、水稲、麦共済に係る共済掛金の国庫負担の別表改定が行われることになるわけでございますが、たまたま三年ごとの掛金率の改定期と重なりまして、さらに追い打ちをかけることになるわけでございまして、現実的には農家がかかり困る事態が生ずるというふうに予想されるわけでございます。しかも、水稲の生産調整あるいは四年連続の冷害害によりまして、農家の経営が逼迫している現状でございまして、この制度改正によりまして農家負担増大の影響をどのように考えられているのか、お伺いしたいと思ひます。

○後藤(康)政府委員 水稲について申し上げますと、昭和六十年が料率改定の時期に該当いたします。そして、六十一年度に今回御提案申し上げておりますような国庫負担の方式の見直しをやるということでございます。全国平均的に申しますと、その際、水稲につきましては掛金率が若干下がります。そして国庫負担率の変更に伴いましてまた農家負担が増大をする、こういう形になるわけでございます。

ただ、北海道、東北、特に東北の中では青森、岩手等でございますが、近年、冷害等の被害が大きき、多額の共済金が支払われたようなところにつきましては、料率改定で、これは過去二十年の被害率の平均をもとにするというルールになっております関係で、北海道につきましては一五％、青森につきましては一四％、岩手では二％程度上昇をいたします。そして制度改正では、北海道で二％、青森一八％、岩手一七％程度上昇になるわけでございます。

○斎藤(実)委員 本改正案提出に至った背景は、国の行政改革を実施中だということもありまして、事務事業の見直しを行っている現状も私は理解できるわけでございますが、農業共済制度は、

御承知のように冷災害時の農家経営の破綻を救済する重要な使命を持っているわけでございますので、財政事情によつて他の事務事業による合理化と同列に扱つてはならないと私は考えるわけでございます。したがって、今後は、農家負担掛金が上がつても、農家にとつて魅力ある制度の確立が必要だというふうに考えるわけでございます。農家負担の増大、制度の健全運営という立場で、国の財政が悪化してもこれ以上制度の改悪をしないという歯どめの措置が必要だというふうに私は考えるわけですが、今後の決意はいかがでしょうか。

○後藤(農)政府委員 今回の共済制度の改正につきましては、本制度が農業事情の変化等に必ずしも即応していない面があります一方、掛金の国庫負担につきましては、共済金額そのものが増大をしましてまいりますので年々多額の財政負担を必要としてきていくというように、制度の一層の合理化、効率化を図ることが必要になっていく、この二つの背景からこの見直しをやつたわけでございます。掛金国庫負担の問題以外にも、果樹共済、家畜共済あるいは園芸施設共済につきましてもいろいろ改善充実も含めて御提案を申し上げておるところでございます。

掛金の国庫負担につきましても、確かに現在の厳しい財政状況というものが背景にあったことは事実でございます。同時にまた、大量の米の生産調整を進めながら、その中で適地適産の水田利用再編をやつていくという農業政策との整合性の問題、また今回御提案申し上げておりますような各種の共済事業の内容の改善充実を行う観点からも、ある程度既存の制度につきまして効率的な運用を図らなければいけないというようなこともございまして、全体として、今回の制度見直しの事項が相互に関連するものとして結論に達したものでございます。

この改正案をまとめます過程で、かなり長い期間私ども各方面と議論を重ねたところでございます。したがって、今後これを、特に国庫負担

の問題につきまして、今回の結論をまたさらに軽々に変えるというようなことはすべきではないというふうに現在私どもも考えているところでございます。

○斎藤(実)委員 ぜひそういう方向で取り組んでいただきたいと思います。

次に、これまで水稲、麦共済に係る団体手持ちの掛金には標準偏差の四割の安全割増しが含まれておりましたが、これは団体積立金の現況が、十年間災害が連続して発生してもたえらるるほどの余裕があるとして、国庫負担掛金を節約するために安全割増しが半減されたというふうに聞いておるわけですが、この余裕があるとした根拠で、さね、こういう根拠で半減されたのか伺いたいと思ひます。

○後藤(農)政府委員 農作物共済の通常基準共済掛金率の算定の際の安全割増しにつきましては、組合ごとにも過去の被害率を基礎といたしまして統計的理論に基づき算定をいたしております。今までの利率算定におきましては、安全割増しをいわゆる〇・四シグマをつけることによりまして、組合等における多額の不足金の発生なり、あるいは組合が持つております準備財産が共済の責任を全うするためには足りないということとで共済金の削減払いが起きるというような事態を回避いたしますとともに、無事戻しなり損害防止事業の実施等の活力のある組合等の事業運営がなされるように配慮して、安全割増しをつけてまいつてきていますわけでございます。

しかしながら、最近におきます通常災害部分における被害の発生態様を見ますと、必ずしも安全割増しを従来どおりに付加する必要性はないのではないかと、そしてまた、団体におきまして最近の積立金の状況を見ますと、大多數の組合等が累積収支が黒字になっておりまして、たとえ連続して異常災害が発生をいたしましたとしても十分対応できるだけの経営内容となつていく状況でございますので、この際、農家負担の軽減、そしてまた掛金率若干でも下がれば農家負担の軽減になり

ますと同時に、それに対応いたしましたして国の掛金国庫負担も軽減されるわけでございますが、そういう観点から安全割増しを見直しまして従来の半分に縮減をしたということでございます。

なお、この団体の積立金の状況を見ますと、五十八年度末におきます団体の積立金は、組合等と県の連合会の法定積立金及び特別積立金を全国合算すると千二百八十八億と五十八年度末に見込まれますが、これに對しまして、改定利率における異常災害が発生した場合の最大の不足額というものは、米麦合わせて二百一億程度と推計をいたしますので、約六年間異常災害が連続して発生いたしたとしても積立金を取り崩すことが可能であるというふうに試算をされております。

なお、北海道についてはこれを試算いたしますと、約四年間異常災害が連続しても現在の積立金で対応が可能ということになるように計算をされるわけでございます。

○斎藤(実)委員 局長、しかしこれは全国平均の指摘でございます。北海道では過去の災害から水稲については四・一年、麦については四・五年にとどまる窮乏な状況下にあるわけでございます。このことは手持ち掛金を少なくさせて、豊作年次の剰余金を少なく、異常災害年次の赤字を増大させることになるわけでございます。非常に不安定な状況になっているわけでございます。

団体の運営財源は国からの事務費が四〇％、それから賦課金三九％、受取利息一四％、その他七％でございます。そうなりますと、安全割増しの半減によつて積立金が減少するということになる、受取利息の減少にもつながるわけでございます。こうなつてきますと団体運営は非常に困難になるのではないかと、こういうふうに私は思ふのですが、いかがですか。

○後藤(農)政府委員 農作物共済の基準共済掛金率の安全割増しは、先ほども申し上げましたように、予測不可能な将来の災害発生に備えまして、共済金支払いの原資に対する一定の安全度を見込むというものでございます。これが半

減をされましたからといって直ちに積立金なり受取利息の減少につながるというものでは必ずしもないと思ひます。またそれで団体の運営が困難になるといふものでもないというふうに考えております。

なお、現在の共済団体の積立金の状況からいたしますと、先ほど申しましたように、もちろん個々の組合という点まで細かく見てまいりますと、収支の状況にかなりいろいろ組合ごとには差がございまして、全体的に申せば、現在の共済団体の積立金の状況からいたしますと、この安全割増しの見直しによりまして共済団体の事業運営に支障を来すようなことにはならないというふうに考えております。

○斎藤(実)委員 果樹共済について伺ひします。御承知のように、果樹共済は特定危険方式について対象とする共済事故として凍霜害を追加しておるわけでございます。しかしながら、現行の特定危険方式のうち、北海道を主体として実施されております減収暴風雨方式の風速規定は、最大風速毎秒十三・九メートル以上の暴風雨または最大瞬間風速毎秒二十メートル以上の暴風雨による果実の減収による損害のみを共済の対象としたしておるわけでございます。その損害割合が二割を超えた場合に共済金を支払う方式となつておるわけでございます。

しかし、現実には、この規定風速より下でも落果や枝折れ果の被害も発生しておるわけでございます。農家経営に及ぼす影響は極めて大きいわけでございます。したがって、規定風速の引き下げ、または気象台の発表する風雨の注意報以上を対象とするように改めるのが農家の経営安定のために必要ではないかと、将来こういう方向に改めるべきではないかというふうに思ふのですが、いかがですか。

○後藤(農)政府委員 大変現実的な問題のお尋ねでございますが、この減収暴風雨方式等の共済事故選択方式は、農家の危険意識が高く、しかも不

可避的な災害のみに限定して共済事故とするというによりまして、掛金の安い共済の仕組みをつくって加入の拡大を図ろうという趣旨のものでございます。

現行のこの減収暴風雨方式は、共済事故を最大風速十三・九メートル毎秒以上または最大瞬間風速二十メートル毎秒以上の風害及び風水害というふうにしておりまして、したがって共済掛金も減収総合方式に比べますと、例えばリンゴにつきましては約三割程度というふうになっております。

他方、リンゴ等の被害実態を見ますと、現行のこの風力基準以下でありましては確かに御指摘のようにこの収穫期におきましてはかなり被害が発生するというような場合もあるわけでございまして、ここで風力階級を下げるというようになことをいたします場合には、そのことによりましてまた今度掛金率の方もそれに見合せて上昇してくるというようなことが考えられるわけでございまして、掛金率が相対的に低いこの特定危険方式の魅力が失われるおそれもあるということで、最終的にはこれは、特定危険方式の魅力でございまして掛金率の水準というものと、それから風速をどの辺で線を引いた場合に農家の方々が一番御納得がいく、また喜ばれる仕組みになるかというバランスの問題にも関係をおぼえていたところで、これはひとつ今後の検討課題ということで勉強させていただきたいというふうに思っております。

なお、注意報のお話が出ましたが、注意報は災害発生のおそれがある場合に発令されるという性格のものでございまして、この注意報が出たという事実によりまして被害が必ず発生するというふうには言えませんが、現行の風力基準のように一定の実績に基づくものではございませんので、注意報が出たというものを一つの基準にするということとはなかなか難しいのではないかと、こういうふうにご考えております。

○斎藤(実)委員 果樹共済につきましてはこれまで

で随分言われてきたのですが、この加入率が非常に低いということが問題になっておるわけでございまして。この果樹栽培農家の加入が五十八年度実績で収穫共済が二六・三％それから樹体共済が五・五％と非常に伸びていないわけですね。しかも、昭和五十八年度収支は赤字となったものの、累計額では保険収支を四百四十七億円と大幅に悪化させているわけでございまして。これがひいては共済掛金の上昇を引き起こす結果となるわけでございまして、加入率を一層低下させるという悪循環になっておりまして、今回の特定危険方式の補償水準の引き上げで、加入が十分でない専門的な栽培農家を含めて加入促進がどの程度期待できるのか伺いたいと思っております。

○後藤(憲)政府委員 今回特定危険方式を拡充をいたしまして、そのセット方式というような方式も導入をいたし、補償水準も七割から八割に上げるといふようなことを考えました背景にございまして、まさに先生御指摘のとおり、近年果樹は特に専門的な優良果樹農家が入らない、加入がなかなか進まない、そうしますと掛金率も、これは災害が比較的連年発生をしたということもございまして、掛金率が上がる、そうするとまた加入が伸びない、一種のそういう連鎖反応というふうな面も見られるわけでございまして。

今回特定危険方式の補償水準の引き上げ等の果樹共済の改善によりまして、減収総合方式に比べまして共済掛金率も低い、そしてまた栽培技術が高くてどうしても防げない暴風雨あるいは凍霜害、ひょう害といったようなものを共済事故にするという仕組みを通じて、こういう特定危険方式だけは近年でもずっと伸びを示しておりますので、これにまた補償水準の引き上げというところで弾みをつけまして、凍霜害も新たに追加をするということ、専門的な果樹農家を中心にして加入がかなり増加するものと見込んでおりますし、今後これをてこにしまして、果樹農家の加入促進を図るとも共済団体と一緒にまいります。

図つてまいりたいというふうに思っております。新しい制度を選択する組合等の利率が今の時点ではなかなか定まらないというようなこともございまして、どの程度の農家の反応が期待できるかということも数字の面で判断することはなかなか難しいところがございますので、数字的な答えは控えさせていただきますというふうに思っております。

○斎藤(実)委員 局長御存じのとおり、てん菜につきましては、北海道産地農業の安定的作物として畑作輪作体系の中核的な作物でございまして、冷害害年においても、他の共済目的に比べて戸数の被害率は昭和五十八年の実績補てん率でてん菜二九・四％、大豆が六七・三％と極めて低位にあるわけでございまして、この畑作共済のてん菜の二割足切りを一部に改めるべきではないかと考えるのですが、いかがでしょうか。

○後藤(憲)政府委員 私ども北海道の畑作地帯からそのような御要望を時折お聞きをするわけでございまして、共済制度につきましては、一般論として、やはり軽微な被害につきましては農家がみずからの経営の中で対応していただくという考え方で、また農家の自助努力によりまして損害防止を図っていただく、努力をしていただくという観点からもある程度の足切りは必要だ、これは制度の建前として考えているわけでございまして。

そこで、畑作共済の支払い対象になります足切り割合の問題でございまして、これは畑作共済の作目別に被害率と生産費率を見ますと、パレイシヨ、大豆、てん菜及びサトウキビ、これは生産費率が相対的に高く、被害率が相対的に低いグループを形成をいたしております。小豆及びインゲンハは生産費率が相対的に低く、被害率が相対的に高いグループを形成しておるわけでございまして。したがって、この前者のグループは後者のグループに比べまして、足切り割合を低くすることゝ適切であるということで、五十年間の試験実施の実績なり関係者の御意見等も勘案いたしまして、現行の足切りの水準が適当であるとして定め

られたものでございます。仮にこの水準を引き下げます場合には、やはり現行制度と比べて、共済金の支払い機会なり支払いがふえますと同時に、掛金率も上昇をいたしますので、また損害評価の努力もかなりふえてくる、こういう問題点もございまして。

確かに、麦は足切り割合が一割ではないかという問題がございまして、これは同じ農作物共済の対象作物でございまして主食でございまして米との均衡なり、当然加入制度がとられてること等も考慮いたしまして、全相殺の農家方式では足切りを一割にしている、こういうことでございまして。

○斎藤(実)委員 現行制度が妥当だというふうにご答弁がございましたが、てん菜は生産量の全量を製糖工場に一元的に出荷されるわけでございまして、損害認定が容易であり、かつ正確なんでございまして、掛金率も低く、しかも足切り引き下げによつて掛金増高の影響も少ない、一割足切りに十分たえられるのではないかと私は思うのですが、これはひとつ御検討いただきたいと思います。

次に、昨年の農林省の農業共済制度の見直し検討項目の中には、種豚及び肉豚の掛金国庫負担割合の現行四〇％を五〇％に引き上げるといふふうに予定されておるわけでございまして、養豚農家や農業共済団体では非常に期待していたわけでございまして。しかし、今回の改正では取り上げられなかったわけでございまして、その理由をお聞かせいただきたいと思います。

○後藤(憲)政府委員 種豚及び肉豚の掛金国庫負担割合につきましては、五十一年及び五十五年に引き上げが行われました結果、現在四〇％になっているわけでございまして。この国庫負担割合をさらに引き上げて五割にしてほしいという要望があることは私も承知をいたしておりますし、私どもなりに検討もいたしたわけでございまして、しかし、今次の改正案につきましては、現下の非常に厳しい財政状況の中で、また昭和五十五年に引き上げてまだそれほど長期間経過をしていないとい

ようなこともございましたし、他の改善要望事項との優先度、どちらを優先させるかというようなことも含めまして種々検討いたしました結果、見送らざるを得なかったというのが経過でございます。したがって、この問題につきましては、御要望があることは私も承知をいたしておりますので、将来への検討課題として承らしていただきますというふうに考えております。

○畜産(産)委員 豚に関する共済は、昭和五十八年度の全国実績でも、加入農家数では種豚一万五千戸、加入率で二〇・六％になつてゐるのです。肉豚では二千七百戸、加入率で一〇・八％。ともに共済加入率が低い現状であることからいたしまして、養豚農家の懸案事項として期待をいたしてゐるわけでございますが、国庫負担割合を引き上げるべきではないかと私は思うのです。いかがでしょうか。

○後藤(産)政府委員 ただいまお話しございましたように、豚の加入率は、五十八年度で種豚で二〇％強、肉豚で一〇％強、大家畜に比べてかなり低率になつてゐることは事実でございます。その要因は、掛金の国庫負担割合の問題もあらうかとは思われますが、そのほかに、豚の一頭当たりの資産価値が牛や馬に比べて低い。それから農家の保険意識が大家畜ほど大きくない。また、技術の進んだ農家におきましては生産が比較的安定してゐるというようなこと。あるいはまた、豚の回転が速いという程度自家保険で対応可能な面もあるというような、いろいろな要因がやはり関係をしてゐる結果というふうに私も考えておるところであります。

〔委員長退席、島村委員長代理着席〕

○畜産(産)委員 今回は肉牛の子牛共済が新設されましたが、この牛の生産共済制度は昭和四十一年に利用率が低いということで廃止をされたわけでございますけれども、今回復活に至つた経緯を明らかにしていただきたい。

○後藤(産)政府委員 昭和二十二年の制度廃止以来、この生産共済を実施してまいつてきていた

ことは事実でございますが、当時の家畜共済制度が個別加入制度をとつておりまして、現在のようないくつかの包括加入制度ではなかつたということがございまして、いろいろ逆選択の問題、あるいはまた、いわゆるつけかえといったような問題がございまして、加入率が高率であつたこと等々から年々加入が減少、先細り、そして局地的になつたというふうなことから、四十一年に制度改正の際に生産共済を廃止した、こういう経過になつておるわけでございます。

しかし、その後、食生活の多様化に伴います食肉需要の増加に伴ひまして、肉畜の飼養頭数も年々増加をしてまいつてきておりますし、肉畜生産の振興が農政上の重要な課題になつてきてゐる。特にその際、肥育部門とあわせまして、その基盤になります繁殖部門の生産の安定ということがやはり非常に重要だということで、政策的な重要性が改めて大きくクローズアップされてきたということが一つ背景としてございます。

さらに、家畜共済につきましては、現在農家の飼養する家畜の種類ごと一括をして引き受ける、そして共済関係を一括して結ぶ包括共済制度がとられておりますので、現行のこのように、かつてのようないくつかの個別共済制度のものとおきまして、母牛と一頭で包括的に引き受けるという方式をとれば、かつての生産共済、四十年に廃止に至るような事態に立ち至つた個別共済自体の問題は生じないというふうに考えられるところから、この際新しい仕組みのもとに生産共済を、いわば再生と申しますか、復活をさせたい、こういうことで御提案を申し上げてゐるわけでございます。

○畜産(産)委員 肉牛の子牛ですね、これは生後六カ月未満並びに胎児、妊娠満八月以降を新たに制度の対象としたわけですが、出生後に限り引受対象とすべきであるという意見もあつたと聞きま

すけれども、この胎児をも制度の対象とした意義はどこにあるのか。また、胎児・死産についても対象とすることは、妊娠鑑定や胎児の価額設定は母牛の価額によつて異なり、非常に難しい面があると思われまが、今後どういうような運用をしていくのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○後藤(産)政府委員 乳牛の子牛につきましては、子牛の事故に際しまして農家がどうも損害の程度も、搾乳収入が得られるということもございまして肉牛の場合ほど決定的でないということなどから、従来乳牛の子牛に關します事故につきましては保険需要も比較的少なかつたということ、制度に必要事故データ等の調査も行つておりまして、今回の制度検討の対象とはしなかつたわけでございます。

この場合、加入時におきまして、その共済掛金を期間中に妊娠満八カ月になる可能性のある牛の胎児をすべて母牛とともに共済の対象にいたしまして、しかも死亡した胎児の年齢は種つて証明等により算出をいたしますために、個々の牛について妊娠鑑定を行うこととしないような仕組みを考えたいと思つてゐるわけでございます。

いづれにしても、この問題、当委員会でも何回か御指摘があつたところでございますが、乳牛の子牛の問題の制度化の是非につきましては、農家の保険需要なり被害の実態等を見きわめながら将来の勉強課題ということで判断をしていく必要があるものというふうに考えております。

それから胎児の価額設定も、これは確かに市場価格というののございせんのでなかなか難しいわけですが、今回制度化いたします肉牛の子牛の共済につきましては、胎児の価額を母牛の一定価額、具体的に申しますと二割相当額という水準に設定をいたすことを考えておるところでございます。

○畜産(産)委員 大臣お見えでございますのでお尋ねをしたいと思います、大臣御就任以来、我が国の農業問題について極めて積極的に取り組んでおられますことについては、私も、当委員会の委員として大変敬意を表してゐるわけでございます。

○畜産(産)委員 今回、肉用牛の胎児及び六カ月以下の子牛についてのみ共済加入が認められて、非常に残念なことは乳牛の子牛の共済が対象にならなかつたわけでございますが、その理由は一体何なのか。特に北海道における枝肉生産の七〇％は乳用種でございまして、この乳用種の事故は生後二、三カ月の若い牛に非常に多くなつてゐるわけ

でございますが、事故データの積み上げ調査を行つてゐるのかどうか、伺いたいと思ひます。

障や国土の保全の面で、国の基本として例外制限分野に該当するという極めて積極的な御発言をされた私どもは伺っておるわけですが、極めて重要で、また日本農業を守る上から適切な御発言だというふうに私どもは承るわけでございます。この辺の経緯について、まず、新聞報道のような総理の御発言またそれに対しての農林水産大臣の御発言の真意のほどをお尋ねしたいと思うのです。

○佐藤國務大臣 斎藤先生にお答えいたします。実は、斎藤先生の御指摘のとおりでございます。農林漁業というのは、今先生おっしゃったとおりでございます。原則自由、例外制限の「例外」に該当するものとして今後ともその理解を求めていきたい、こう考えております。

ただ一つは、新聞等を読んで見ましてや何かトーンが違ふと思ひますのは、中曽根総理の発言でございますが、大変農林水産業に御理解いただいております。そんなことで、実はあのときも、たしか、世界各国とも農林水産物については特別な配慮をしているけれどもという話がございます。しかもそれはトーンを下げておっしゃいましたね。下げて、そういう形の中だけけれどもとにかく農林水産物を一遍再点検してもらいたい、こんな意味であつたということでございます。新聞に出てくるようなあんな強い姿勢の言葉ではなかつた、このように理解しておるわけでござい

ます。○斎藤委員 大臣、これは見直すことは結構なんです。あれがもしそのまゝひとり歩きするようであれば、これはもう大変なことになる。もしそういうことになりましたと、農産物の自由化となりまして、生産意欲を失つてしまひますし、生活の不安を訴える農漁民の立場を考えますと、大臣の御発言は大きな比重を占めているわけであり、農林水産物の運営の最高責任者である農林大臣が今後ともチェックされる、見直しは結構ですけれども、今までのIQ品目、これが自由化されるようになれば、これは大変なことになるわけでございますが、今の自由化の、外国製品の日本

参入について、大臣、どういう基本的なお考えをお持ちいらつしやるのか、お尋ねをしたいと思うのです。○佐藤國務大臣 お答えいたします。市場アクセス改善のためのアクションプログラム策定要領では、輸入制限品目について、国際的な動向を踏まえた輸入制限の見直しを行うとされておるのでございますが、農産物の輸入制限品目は、いずれも農業上基幹的なものあるいは地域振興に必要なものであり、見直しに当たっては、関係国との友好関係に留意しながら、我が国農業を生かし、その健全な発展を図ることを基本にして対処してまいりたいと考えております。

○斎藤委員 大臣、御答弁ございましたように、農林水産物の基幹的なもの、地域振興上必要なもの、これはどこまでもひとつ守つて、堅持をしていただきたいというふうに御要望申し上げるわけでございます。そこで、具体的に見直し作業の中で、現在ASEANから強い要求が出されております骨なし鶏、それからバナナ、パーム油、ヤシ油、合板などの関税引き下げについてどういう方針で臨まれるのか。また関税につきましては、我が国の農産品の実行税率は東京ラウンド後の平均で六・五％にする予定で、ECの二・三％の半分の低い関税率としてきたわけでありまして、引き下げが実行されますと、これは農漁民にとっては大きな影響が出ると思われまが、いかがでしょうか。

○後藤(康)政府委員 お尋ねございましたASEANからの要請品目のうち合板につきましては、先般四月九日に決定されました対外経済対策の中で、「森林・林業及び木材産業の活性化を回復させるため、木材需要の拡大、木材産業の体質強化、間伐・保育等森林・林業の活性化等を中心に、財政・金融その他所要の措置を当面五か年にわたり特に講ずることとし、その進捗状況を見つつ、おおむね三年目から針葉樹及び広葉樹を通ずる合板等の関税の引下げを行うべく前向きに取り組む」という方針を決定いたしているところでございま

す。その他の個別品目についてでございますが、これにつきましては、四月九日の対策では、「関税引下げに係る決定は、本年前半中に行う」ということになっておりまして、本年六月の日・ASEAN経済閣僚会議などを念頭に置きながら、これは今後検討していくことにいたしておるところでございます。

○斎藤委員 次に、関税に関連いたしましてお尋ねいたしますが、政府は市場開放策の切り札として関税の引き下げの対象品目や実施時期、下げ幅等につきまして政令で決める権限を政府に与える関税弾力化法の制定を検討しているというふうに聞いておりますが、大臣はどういう御見解を持っておりますか。

○後藤(康)政府委員 これは、四月九日に提出をされました対外経済問題諮問委員会の報告の中に、関税につきまして法律である一定の限度を決めておきまして、その枠内である程度弾力的に関税の変更が行えるような授權法を検討する必要があるということが提言をされております。政府に對しましてそういう提言が行われておりますので、これからいろいろ検討が行われるだろうと存じますが、政府内部、関係各省の間でも、この点につきましては報告書を読んだという状態でございます。各省間での検討が始まっている段階ではまだございません。

一方におきまして、年に一度関税率審議会にかけて毎年通常国会で法律を通過成立させないと、関税が年に一遍そういう形でしか動かせないというふうにつきまして非常に硬直的だという御意見があります反面、これは、やはり租税法主義というところでございまして、関税についても法律できつちり決めておくのが筋ではないかという御意見も一方にあるわけでございまして、その辺も授權法をどうするかという議論がありま

す。また、その授權の程度をどうするかというふうな議論も含めて、法律的にも実体的にもいろいろ議論のあるところであらうというふうに私どもも考えておる次第でございます。

○斎藤委員 大臣、先ほど御発言がございましたことと私どもは意を強くしておるわけですが、農産物の自由化につきまして、これはどこまでも守るべきだ、日本農業を育成していくのだ、できるものときけないものとは明確にすべきだ。それがまた外国に対する態度であり、我が国農林水産業を守る基本的な考えだろうと私は思うのですが、その点ひとつ御決意のほどを伺いたいと思ふのです。

○佐藤國務大臣 農業については、その果たしている役割を非常に認識し、「原則自由、例外制限」の「例外」に該当するという認識のもとに、実は先ほど局長も言つたようなことでございまして、ただその場合、やはり我が国の農業の置かれている立場を認識しながら、そういう形の中に友好国との関係も配慮し、我が国農林水産業をいかに生かし、その健全な発展をどう図るかということの調和をどうするかというふうな立場で慎重に対処したいと考えております。

○斎藤委員 ぜひひとつ大臣、その御決意で対処をお願いしたいと思います。時間も参りましたので大臣にお尋ねいたしますが、この農業災害補償制度は災害対策の主要な柱でございます。農業災害補償法に言っております「農業者が不慮の事故に因つて受けることのある損失を補填して農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資する」という基本的な使命を持つてゐるわけでございまして、大臣は四年連続の冷災害に対処した農業災害補償制度をどう評価をされているのか。

また、今回の改正におきまして農作物共済の掛金国庫負担の見直しは、北海道の場合を試算いたしますと、農家負担率が水稲で現行三六・二％でありまして、五十九年度の全道平均の掛金率によつて改定試算した場合四三・七五％と増加をする。したがひまして、増加率は二〇・九％、農家の負担が増加することになるわけでござい

ます。また、麦に至りましては、五十九年度で農家

負担率が三一・六％であったのが今回の改定によりまして三九・三％と増加をするわけでございまして、これは制度の根幹にかかわる問題でございまして、制度の発足以来前例のない大幅な後退になると私は考えるわけですが、大臣から御見解を承りたいと思います。

○佐藤内閣大臣 先生にお答えいたします。

農業災害補償制度は、先生御指摘のとおりでございまして、農業の経営の安定を図るのに不可欠の制度ではないか、こういうふうに考えております。そんなことで、特に先生おっしゃいました近年の冷害等の異常災害の多発する中で、本制度は農業経営の安定に大きな役割を果たしてきた、このように考えております。

そんなことで、先生からいろいろ御指摘ございまして、今後ともこの制度については、その効率的かつ健全な運営に努めますとともに、制度の機能を十分に発揮することにより、農家の経営安定のための制度として真に定着するよう努めてまいりたいと考えております。

○斎藤委員 以上で私の質問を終わります。

○島村委員長代理 この際、暫時休憩いたします。

午前十一時二十六分休憩

午後零時十五分開議

○島村委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。武田一夫君。

○武田委員 農業災害補償制度の問題についてずっと審議をやってきました。私は、多くの皆さんの質疑、また参考人の皆さんの御意見を聞きながら、三十分、特にお尋ねしたい問題について二、三お聞きしたいと思っております。

まず最初に、災害対策の重要な柱であるこの制度の内容充実のために昭和二十二年の発足以来いろいろ改善を重ねてきた、そうして農業経営の安定と農業生産力の発展に大きく寄与してきたという点は、我々も認めるし、十分とは言えないな

がらも、農家の皆さんにとっても非常に期待されて今日まで来たわけでございまして。

日本の農業を考えますとき、零細であるということが一つの大きな特徴であり、また地理的な気象状況、御承知のとおりアジアモンスーン地帯といふところに位置しているといふことで、非常に災害の多い国でもある。そういう災害のたびにしろにやられるのが農林水産業であるといふことを考えると、この災害補償制度の重要性といふのは申すまでもないわけでありまして、農家の方にとっては農業を営む上での非常に重要な制度として位置づけていかななくてはならない、こういうふうに思います。

これまでの経過を考えますと、農家の皆さん方もそれなりの政府の対応に対しては好感を持って迎えてきたのでありますが、どうも、今回各地を歩いてみますと、正直に言ひましてそれが非常でないものであります。参考人のお話にもございましてけれども、積極的に反対しない、しかしながら明らかにある部門については反対だといふ強い意見の陳述などがあるといふこともございまして。私も地元を回りますと、これは相当厳しく農家の皆さん方は見ている、こういうふうな感じがします。特に、今回の改正の中の補助金引き下げの問題、当然加入の面積の引き上げの問題等々、非常にこの制度の根幹にかかわる問題があり、この間の参考人の方からは、今回のようなことが今後さらに進められるならば、一つは農業の崩壊にもつながる、農村社会の分断につながる、農業共済事業の運営は非常な危機の状況に陥るといふような御意見もございまして。

そこで、私は政府に対しましては、こうした参考人の皆さんの御意見に十分に御配慮いただきながら、よりベターな、できればベストの、農家の皆さんの期待にこたえる農業災害補償制度にしていかねければならない、そういう一つの決意を持って対応していただきたいということをまず要望しておきたいと思ふのであります。

そこで、まず第一番目に、掛金の国庫負担方式

の改変の問題であります。

農業共済制度は、御承知のとおり災害対策の根幹であり、公的救済の側面を持つという観点からは決して高いものではないが、この農村の関係者、あるいはまた、農家の皆さん方でも農家の皆さん方とおつき合ひをしている方々の話の中でも、公的に非常に重要な重要性を持つているのだからこの程度は当然だといふ声を私は聞いてまいりました。そういうことで、他の補助金の削減と同じ性格のものと考えては困るのだといふことは、私は当然のことだと思ふのであります。

特に、これは平均でありまして、水稲は五九％が五四％、麦の場合は六八％が六〇％、こういうふうになるわけでありまして、この数字が出てきた根拠はどこにあるか、まずその点を聞かせていただきたいと思ふのであります。

○後藤政府委員 今回の国庫負担の合理化につきましては、適地適産の推進等、最近におきまして農業事情等を考慮し、また、財政負担の効率化を図りながら制度の健全な運営を確保するといふ見地から、国庫負担の上限を水稲、陸稲、麦それぞれにつきまして一〇％ずつ引き下げて、水稲六〇％、陸稲、麦は七〇％を上限にいたすことにしておりますが、これで掛金率の刻みごとの国庫負担率というものを前提にいたしまして国庫負担割合を総合して試算をいたしましたところ、水稲につきましては平均五四％程度、麦につきましては六〇％程度になるといふふうに見込まれるわけでございまして。なお、陸稲なり麦につきましては、畑作物共済の国庫負担が六〇％であるといふようなこととの均衡等も考える必要があると考えたわけでございまして、このような試算の結果によりまして、麦と陸稲につきましては畑作物の国庫負担割合とほぼ同じ程度になることになるといふわけでございまして。

○武田委員 宿命的に災害の常襲地帯といふのがあります。この間の東北、北海道のようなケイ、冷害で四年続く、こういう地域が日本には何か所あるわけです。また、あるいは台風でや

れる、必ずその地域を通るといふような地域をずっと見てみますと、これは五十六年一五十八年の平均で見ますと、北海道、青森、岩手、秋田、宮城、山形、福島、栃木、徳島、高知、佐賀、長崎といふような県は、農家の負担額といふのは平均よりもぐっと高い、これは一戸当たりも十アール当たりもそうですが、特にこの間の参考人の北海道芽室町の組合長さんの話を聞けば、大体今回の国庫負担の削減によって相当の負担を強いられる、このままでは大変だといふことで、北海道などの場合も、青森、岩手なども同じような傾向でありまして、農家にとつては大変な経営の圧迫になりかねないと思ふのであります。

共済の関係者に言わせると、今回の改正でそういう大きな災害の来るといふ地域においては正直言つて対応し切れない、これは困つたものだ。特に無事戻しの場合の限度の二分の一で、これなどを考えてみますと、とてもこれに对应し切れないといふことをしきりに心配しています。そのわけを聞いたら、補助率の引き下げで団体の手持ちの掛金の安全割増し二分の一のカット、そのために、カットされた分は団体の方の持ち金で払わなくてははいけません。例えば、宮城県で具体的に言いますと、共済組合連合会が十一億の金が残つていた。それで国には三百萬納入了。ところが今度の改正の結果によりまして、組合には四億九千萬入るけれども四億も納入しなくてははいけません。こういう計算になるのだという。これは宮城県の場合です。そうしますと、二分の一の無事戻しなどとても不可能になつてしまふ。こういう点をどうしてくれるんだといういわゆる現場の第一線でお仕事をなさる方々の大変な心配があるわけです。

そういうことと、負担が大きくなつたらそれだけのものが返ってくるかという、どうもこれほど大きな規模の農家の人ほど共済のうまみがないといふような話があるといふことで、非常に悩みが大きい。こういう問題を抱えているわけですが、こういう問題についてあちこちからいろいろ

事情、意見を聞いて今回の改正に踏み切ったのだと思うのです。しかしながら、そういう問題がどこへ行っても出てくるということは放置しておけない。この点いかがでしょうか。

○後藤(康)政府委員 農業災害補償制度は保険の手法をとっております関係で、農作物共済の共済掛金率は、現在は直近の一定年間、過去二十年間の被害実績を基礎にして算定をするということになっておりまして、これまで昭和三十六年から五十五年までの平均をとっておりまして、今回の三年に一度の見直しで三十九年から五十八年までの実績をとるということになりました関係で、最近被害が多発をし多額の共済金が支払われました北海道、それから一部の東北の諸県の組合等におきましては、被害実績を反映して掛金が上昇することになるわけでございますが、これは制度の仕組み上やむを得ないと考えておるわけでございます。もちろん豊作の年もあるわけでございまして、この次の見直しの場合には五十九年の大豊作の要因がその中に入ってくるというわけでございまして、これは一つの保険の手法としてのルールでございまして、制度上、関係の農家の方々にも御理解を願うように私もなりにまた努力をしたいと思っております。

確かに掛金も上がるわけでございますが、反面、掛金が上がりますところというのは、近年かなり共済金の支払いも行われているところでございます。例えば北海道のお話が出ましたが、北海道について申しますと、水稲で一戸当たり五十六年から五十八年の平均で約九万円の共済掛金を年平均支払っておりますが、この三年間の平均で、全引受農家平均で共済金が三十七万円ほど、被害農家に一戸当たりということで計算をしますと、六十九万五千円ほどの年平均の共済金の支払いが行われております。こういったことも制度全体の評価としてはカウントしていただきながら、御理解を得るよう努力をしてみたいと思うわけでございます。

先ほどお答えをいたしましたような理由からこれを見直したわけでございます。国庫負担の超過累進制そのものは残すことにいたしておりますが、もちろん一定の圧縮はございますが、高被害地の組合等につきましては、他に比べて高い国庫負担が行われるという関係は変わらず維持をいたしたつもりでございます。

それから、掛金の中で、国に上る分と組合にとどまる部分というお話がございましたが、御案内のとおり共済事業の各段階の収支の状況を見ますと、国が政府特別会計の段階で千五百六十五億ほどの累計の赤字になっております。それに対して、組合等、連合会におきましては大幅な黒字が累積をしているという状況でございます。これが財政当局等の方からは、保険の設計がおかしいのじゃないかという議論も大分突きつけられておるわけでございますが、私も掛金の算定を長期の二十年間ということとておりますのに対しまして、近年、政府の特別会計の再保険に上がってくるような非常に深い災害の発生が多いという災害の発生態様からこれは起きた問題であって、保険の設計がおかしいということではないというところで反論をしてみたいと思っております。

こういった近年の災害の発生態様を基礎にいたしまして通常標準被害率というものを計算をいたしますと、近年におきます発生災害の態様からいたしましてどうしても政府の再保険料の方の金額がふえてまいり、これも一つの保険の手法のルールから出てまいりる問題でございます。決して組合と政府との間の掛金の分担割合と申しまして分割割合と申しますか、こういうものにつきまして恣意的にこれを変更するということでは決してございせんので、この辺も含めて御理解をいただくように努力をしてみたいと思っております。

○武田委員 時間の都合で次に移りますが、果樹共済についてであります。

きのうの参考人のお話では、専業には全く魅力のない制度と言われている。残念ながら確かにそのうです。ですから加入者が二六％程度で、非常に赤字ですね、毎年のように。そういうことで、これからの一番お荷物になりそうなのがこれじゃないかとみんな言っている。だから、三Kプラス一Kで四Kになるんじゃないか、果樹のKでずな、こういうことを言う人もいっているわけですね。私もそういう心配をしているのですが、今後この共済の加入促進にどういふふうに対応していくかという問題がある。

なぜ魅力がないか、加入しないかというところ、きのうの話では掛金が高い。何か二、三十万かかる掛金の人もいっているのだと私も地元に行つて聞きました。それから制度の仕組みが非常にわかりにくい、難解だということも言っておりました。それから共済金の支払い額が少ない。それから基準収量の査定が低過ぎるという不満がある。肥培管理の熱心な農家は今回の改正を特に情願奨励につながるのではないかとということも言っております。というふうな意見を通して加入がなかなか思うようにいかないということを話されておりました。

政府としては、これは今後の対応のいかんによつては非常に苦勞する共済でございますので、この共済に対して加入促進という面からどういふふうな対応を考えていくつもりなのか、この点について御見解を聞かせていただきたい。

それから、災害収入共済方式はいかがなものかという話もございました。これはある県では研究実験中であるということで、その成果を踏まえての対応も考えるべきだという話もありました。私もその点は必要なんじゃないかなという気がいたしますので、その点もあわせてお聞かせいただきたい、こう思います。

○後藤(康)政府委員 お尋ねのとおり、果樹共済につきましては、農業災害補償制度の中でも仕組みも非常に複雑でありますと同時に、加入率が非常に低迷をしているというふうなことで、共済制度の中で今後いろいろな問題を抱えている分野だという認識は私も自身も持つておるところでございます。

昭和五十五年の前の制度改正におきましても、この果樹共済の問題が一番の中心問題であつたわけでございますが、この改正以降におきまして優良農家加入促進強化のための事業を実施をいたしておりますし、それからまた、この制度改正とも関連をいたしまして、組合等の選択により一定年間無事故の農家に対する掛金の割引でありますとか防災施設を設置している農家に対する掛金の割引制、あるいは特定危険方式を充実してまいり、それからまた共済掛金の納入期限の延期措置というふうな措置もとりました、引き受け推進に努めているところでございます。

しかし、どうしてもなかなか優良農家の加入が促進をされないという問題はずっと残つておるわけでございまして、今回の改正におきまして、特定危険方式について、これが優良農家の保険需要に一番マッチをしたやり方であるということ踏まえて、凍霜害を追加をしセツト方式の導入をして補償水準を引き上げる、それからまた、制度のわかりにくいということの中の一つの問題でございまして共済責任期間につきまして短縮できる道を開き、また農家ごとの被害状況に応じました掛金の設定方式を導入するというふうなことで、今後はこの特定危険方式というものを一つのてこにいたしまして加入促進、特に専門的な果樹農家の一層の加入促進を図つてまいりたいと考えておるわけでございます。

それから、もう一つお尋ねの収入共済というふうなお話でございますが、これはかねてから各方面からいろいろ御意見、御要望等もございまして、収入共済につきまして私も検討をやつてきておりますけれども、経営安定という観点から一つの有効な方式であらうと思ひますけれども、災害による農家の損失の補てんを目的としません災害補償制度のもとでは、災害によらない一般的な価格低落による損失をも補償する方式というのはなかなかとりにくい、それから、保険技術的に見てもいろいろ難点があるということで、収入

共済方式の趣旨を現行制度のもとでできるだけ生かすということで、災害により収穫量が減少しました農家について収入額の減少額に応じて共済金を支払うという災害収入共済方式を試験的に実施することにしたわけでございます。

愛媛県におきまして、所得共済をこの国の制度的に実施をしておられますけれども、これは五十六年度からということでございまして、私ども、この試験的な単独でのやり方につきましての評価につきましては、もう少し今後の推移を見守りたいと考えておるところでございます。

○武田委員 最後にもう一問お尋ねします。

災害が来た、被害に遭った。しかしながら遭わないように被害を克服する努力をすることも必要、これは当然。ですから農家の災害克服のための努力、そのための技術の問題、いろいろございします。その問題で、土づくりを進めながら、あるいは品種の改良とかいろいろなそういう努力の結果によつて、四年続きの冷害の中でも平年作があつたというケースもあるわけでありまして、今後こういう農家の皆さん方の懸命な努力も高く評価しながら、そういう努力が実るような、一生懸命努力をすればしただけのものが返ってくるのだという農政であるべきだ、これは当然のことである。

そういう意味で、今農林水産省としましていろいろと技術の問題等々を含めた指導、これに努めてきておるようでありまして、今後こういう災害に強い農業、大臣の言う足腰の強い農業をつくるという中にこれも入ってくるのじゃないかと私は思うわけです。

大臣にお聞きしたいのですが、災害の場合に、一つは、情勢要するに怠け者をつくる、そういう感じの制度であつてはいかぬと、この間話がありました。それは、どうせ災害に遭うんだからといって手抜きしながらぶん投げておいて、それで金をもらふなどという人は余りいないのじゃないかと思うけれども、時々いるんだと。例

えば私の地元では、転作のために大豆をやつた。かなり大豆をやつてゐるわけですよ。ところがなかなか条件が悪くて一俵、二俵しかとれないもので、それから、種は植えるけれどもそのままにしておく。それで災害が来ると、待つてました、金をちょうだい、最近こういう人があちこちで出てきてゐるそうです。

ですから、こういうようなことがあればこれは農村の中における精神的な荒廃につながりますので、やはりそういうことを放置しておいてはいかぬと思ひます。ですから、今後いろいろな作目別の指導体制をしかつていかなければならぬ、この体制について今後どういふふうに取り組んでいくか。

それからもう一つは、一生懸命努力をして災害のときに免れて、平年並みあるいは平年以上とつたという農家が出た場合に、そういう人たちの懸命な努力、成果を評価していただくための何らかの対応というものもあつていかなければならぬ。そういう方々がどんどん出てくることによつて、お互いに励まし合はう農家の皆さんが全部そういうふうになつていくようになれば、災害があつたとしても、びくともしない農業の一つの方向性も考えられるのではないかと。農業というものは一生懸命の闘いであるけれども、人間の英知と努力によつて、一〇〇%とまでは言わなくても、克服できる部分があるというふうには思ふ。また、あつてほしいという願いを込めて、そういう二面の対応を農林水産省としても十分に考えてもらいたいと思ふのですが、これは大臣にひとつそういう点の取り組み、お考えを聞かせていただきたい、こう思ふのであります。

○佐藤国務大臣 武田先生にお答えいたします。農業災害補償制度というのは先生御指摘のとおりでございます。農家の相互扶助を基礎として、不慮の災害により農業者のこうむる経済上の損失を保障の手法により合理的に補てんしようとするものでございます。しかし、個々の農家ごとに立地条件等自然条件のほか技術水準等が異なる

ことから、いわゆる被害率に格差が生じていることは御指摘のとおりでございます。特に近年、高水準の技術力を有する専門的経営が育成されつつある一方、農家の兼業化、担い手の高齢化等の中で、近年相次いだ異常気象のもとで、栽培管理の優良な農家と片手間の農家では被害の発生に大きな差異のある地域が生じているのは御指摘のとおりでございます。

このような状況の中で、先生先ほどおっしゃいました無事故農家に対しては、共済掛金の一部に相当する金額の支払いをするいわゆる無事戻しを行つてきたところでございます。今回、さらに過去一定期間における被害率、または無事故年数といった危険段階により保険集団に属する農家を幾つかの危険段階に分け、それぞれ危険度に応じまして適用料率を設定する危険段階別の共済掛金の設定方式を新たに導入することとしております。また、これらによりまして農家間の掛金負担の公平と被害の少ない農家の不満の解消を図つていきたいと考えておるわけでございます。

○武田委員 時間が来ましたので終わりますが、いすれにしても、この制度につきましては非常に皆さん方心配してゐるのは事実であります。ですから、この国庫補助率の引き下げの問題が今後一つの慣例的な方向になつたらどうしようもない、ぎりぎりこの線とどめておかなければならぬ、そういう声が強いの、当然加入の面積の問題にしましても、要するに任意加入がふえてきて、そして組合の運営が非常に危機に陥るというケースも出てくるのじゃないか、特に山間僻地等の地域あるいは西日本の方なども大変心配でございます。

それから、国家予算が毎年削減される中に事務費があり、これも随分削減されたということ、きのうの北海道の話を聞きますと、一人一日に最低でも三十点やつてゐるような感じがですね。事務をとる方々も非常に厄介な問題を抱えてゐることなど考えますと、財政再建あるいはまた行革の絡みでの切り込みとはいいいながら、それを

このまま放置していくなれば大変な心配を農家に与えるというのを思うときに、ひとつここで私は大臣にもお願いしたいし関係省庁の皆さんにもお願いしたいのですが、この農業災害補償制度というものが、農業の経営の安定というところにかかわる重要な問題である、それから農業生産力の発展に大きく貢献するようになるのだというその根本的な性格を忘れないような、そういう法案の本身として私は取り組んでほしいということを要望しまして、時間が来ましたので、質問を終わります。

○島村委員長代理 菅原重郎君。

○菅原委員 今回の農業災害補償法の改正について、大臣にまずお伺いするわけでございます。

私は、今回の農業法の制度の改正は、改善点もありますが、当然加入面積の引き上げ、国庫負担率の引き下げは、結局国の赤字財政の締めつけによる共済制度の後退ではないかと考えるわけでございます。農家負担の増加も当然化しております。こう私は考えてゐるわけでございしますが、大臣に改正の趣旨、局長にはこの農作物共済掛金国庫負担割合引き下げの理由をお伺いしたいと思ひます。

○佐藤国務大臣 菅原先生にお答えいたします。今回の農業災害補償法の改正は、二つの点によるものでございます。一つは農業事情、それともう一つは農家の保険需要が変化しておりますゆえに、これに即応した制度の改善が求められてゐること、それとともに、厳しい財政事情のもとでより効率的な制度とすることが必要となつてゐることによるものでございまして、今先生御指摘の財政負担の節減の見地のみから立案したということとはございません。

○後藤（康）政府委員 国庫負担割合の問題でございますが、御案内のとおり、これまで最低を五〇%、最高を水稲については七〇%、陸稲及び麦につきましては八〇%という超過累進方式をとつてきてゐるわけでございますが、この現在的方式につきましては、御案内のような大規模な米の生

産調整を行い、水田利用再編を適地適産のもとに進めていくという農業政策との整合性ということを考えました場合に、被害率の極めて高い地域ほど国庫負担率が急傾斜で高くなるという現行方式が適当かどうかという、国庫負担としてむしろもう少し中立的であるべきではないかという議論がございましたし、また、他の公的な保険制度と比較いたしましたも極めて高い水準にある。さらに、どうしても共済金額の上昇に伴いまして共済掛金の国庫負担の金額も当然増加をしておりますというところで、一つは、共済制度の内部におきましていろいろ拡充改善を行う観点からも、反面におきまして国庫負担の面での合理化ということが要請をされてくるということと同時に、農林水産省全体の施策の中で、この厳しい財政状況の中でどういうふうな財政資金を農林省の予算として配分をしていくか、こういったさまざまな観点から検討をいたしました結果、超過累進制を残しながら、最高の負担割合を水稲については六〇、陸稲及び麦については七〇ということ、それぞれ一〇ずつ引き下げることにしたのでございます。

○菅原委員 今度の改正によって予想される農家負担増は総額どれくらいになるか。一戸当たり、十アール当たり、一応全国ベースでひとつ試算がありましたらお知らせいただきたいと思ひます。

○後藤(康)政府委員 農作物共済の共済掛金国庫負担の改正に伴います農家負担の増加額は、米麦合わせまして約五十七億円というふうに見込んでおります。なお、料率の改定が、水稲、陸稲につきましては六十年度から、麦につきましては六十一年度に行われることになっておりますが、全体としてはこの料率改定によりまして掛金率が低下いたしますので、米麦合わせて二十三億円の農家負担の減が見込まれます。したがって、この掛金率の改定を勘案をいたしますと、農家の負担増はネット差し引きで約三十四億円というふうになると見ております。

これを、水稲につきまして農家一戸当たり全国平均について試算をいたしてみますと、料率改定で五百三十円の低下となりますが、制度改正によりまして千二百五十円増加をするということになりまして、また、水稲の十アール当たりの全国平均では、料率改定で九十円の低下になりますが、制度改正によりまして二百円ほど増加をするということになるわけでございます。

○菅原委員 当然加入基準引き上げの理由について、私は、むしろ現状のままでもよいのじゃないか、否、今一反歩の基準生産数量を五百キロと見ますと、一反歩以上の面積の米は当然供米されているわけでございますし、また村落の相互扶助の意識あるいは農業改良に村落挙げて一緒に当たるという今までの慣習制度、そういう点から見ましては、今後の基盤整備の促進とかいろいろ農業振興の村挙げての体制を組まねばという観点からは、むしろ面積を下げても全戸の耕作者を加入させていく方がよいのじゃないか、こう考えるわけなんでございますが、当然加入基準引き上げの理由について伺ひするわけでございます。

○後藤(康)政府委員 当然加入基準の引き上げというのを考えた理由は、生産性の高い農業経営を育成するという農政の基本方向にかんがみまして、農業収入に依存するところが少なく、また自家消費米の生産が主体であるというような小規模農家についてまでも当然加入の対象とする政策上の意義は乏しくなっているものという考えに基づくものでございます。

確かに、安定した保険集団を確保するためにはできるだけ多くの農家が加入することが望ましいということはあるわけでございますが、本来農業共済を保障の手法でやってまいります場合、基本はやはり保険でございますから、しかもこれだけの国庫負担をやっておるわけでございますから、共済の加入者にとりまして有利な制度に平均的に申せばなっているわけでございますので、任意での加入ということが本来であるわけでございまして、農作物共済の特殊性ということから一定の線を引いて、それ以上の農家について共済関係が

当然成立をするという当然加入制度をしいておるということでございます。したがって、余りに零細な規模の農家を含む全農家についてこれを強制的に加入させるということは適当ではないという考え方から、見直しを行ったわけでございます。

○菅原委員 この当然加入基準の引き上げにより、加入農家が減少し、損害防止事業等の実施に支障を生じないか。西日本の方では、二十アールから四十アールあたりの面積を持つている農家数が半数に達する組合もあると聞いているわけなのでございますが、この点に関してどのようにお考えなのか。

○後藤(康)政府委員 当然加入基準を引き上げるという点、今回この引き上げに伴いまして当然加入から任意加入の方に制度的には変わる農家につきましても、当然加入農家と同じ国庫負担を掛金につきましてすることにいたしております。組合等の加入促進の御努力がございまして、加入農家がそれほど減少するということには私ども考えていないわけでございます。

水稲の損害防止でございますが、共済団体を含みます地域の農協等を含めまして、地域の防除組織が中心になって行われておりますので、農業共済の加入戸数の減少という事態が仮にあった場合におきましても、直接そのことによりまして水稲の損害防止事業に大きな影響を与えるということはないものと考えております。

○菅原委員 実際に損害防止等に支障が生じないという御判断のようですが、実は、今後日本の農業の近代化を図る上にはどうしても土地基盤の整備ということが必須条件でございます。しかし、現在もそうなんですが、後継者を持たない農家あるいは小面積の農家は、土地基盤の整備等には、借金を残したくないという意識と相まって、だんだんと消極的になっていくわけでございまして、もしも共済事業に加入しなくてもいいんだという、そういう小さい農家の数がこれはもうスプロール

的に存在しているわけでございますから、将来土地改良あるいは再整備しようとするとき大きな障害になってくるのじゃないか。

こういう観点から見れば、本来小面積でも加入させていく。また、今回は制度のこういう改正で基準は引き上げたとしても、基準以下の農家の加入促進には、これは各農協等も推進的な、いわゆる農業問題に対処するところの相互扶助制と団結制を維持させるためにも、制度は制度としてこういう努力は必要であると思うわけでございまして、また、当然、現実に各組合員は基準以下の農家の加入促進にも大変な努力を払っているわけでございますから、こういう努力に対して、それでは国で何らかの配慮が見られるのかどうか、こういう点、お聞きしたいと思ひます。

○後藤(康)政府委員 今お話しのごいしましたように、いわゆる任意加入農家の加入促進という問題につきましては、これは現在、これまでの当然加入基準の線の引き方のもとにおきまして同じような問題はやはりあったわけでございまして、今回の制度の見直しをまた契機にいたしまして、共済組合におかれて一層加入促進の努力をしていただく、そしてまた、そのことを通じて共済制度全体、いわゆる当然加入制のあります共済事業のみならず、任意加入のいろいろ新しい共済の促進というようなことも含めまして、活発な加入の推進のための活動を展開していただきたいというふうに考えております。

私どももいたしまして、こういった加入促進につきましての都道府県庁サイドでのいろいろな指導なり支援ということもお願いをし、またそのための予算なども用意をいたしまして、国としてもこういったことにつきましてできるだけのお力添えをしていきたいというふうに思っているわけでございます。

○菅原委員 次に、危険段階別の共済掛金率の設定方式の導入の理由について、一応伺ひしたいと思ひます。

○後藤(康)政府委員 これは近年農業事情がかな

り変化をしまひりまして、一方で高水準の技術力を持ちます專業的な経営が育成されつつあります反面、兼業化でございまして高齡化というものが進みます中で、特に近年、五十九年は大豊作でございましてけれども、その前数年間にわたりまして相次いで異常気象が発生をいたしました、地域によりましては、そういう気象的な条件が悪くなりました場合に、栽培管理の優良な農家とそうでない農家との間で被害の発生状況に非常に大きな差異が出てくるというような現象が生じてまいつてきておるといことが第一でござい

ます。それから第二には、組合等の広域化によりまして、広い範囲の対象地域の組合等が増加をしておりますと、原則一律の掛金率には不満を持つ農業者もふえてくるということがございます。

第三には、組合等におきまして、事務の機械化、コンピュータの導入というようなことによりまして大量の事務処理が可能になってきていて、こういうことを背景にいたしまして、農家間の公平感の確保という見地から、あるいは農家間の負担の公平という見地から、危険段階別に今までの組合等一本の掛金率をいわばグループ分けをして、段階別に設定をする道を開こうということをお提案申し上げておるわけでございます。

○菅原委員 災害常襲地帯の方では今回のこういう改正は容易かもしれませんが、低被害地の方では危険段階別の掛金率の設定よりも無事戻しの方がよいのではないかとこの声も聞くわけでございます。低被害地においては当然農家の経営努力、そういうものが大きく差をつけてくるわけでございます。そうなりますと、自分たちのいわゆる農業へ取り組んだところの報酬的なもの見返りとしてこういう無事戻しが来たのだとなると、かえってこの方がよいのではないか、こういう意味での声を聞くわけでございますが、この点に關して国はどのようにお考えですか。

○後藤(憲)政府委員 今回新たに設けようといはしております危険段階別の掛金率の設定方式は、

過去一定年間におきます被害率あるいは無事故年数といった危険度によりまして農家を幾つかの危険段階に分ける、あるいはまた集落ないし地域単位に幾つかの危険段階に分けて掛金率を定め、掛金負担の公平を図ろうというものでござい

ます。他方、無事戻しは、保険設計上の事故の発生見込みと実際の事故発生との差によりまして生じた剰余金の一部を無事故農家に還元することによりまして、掛金の掛け捨てから生ずる無事故農家の不満の解消を図る、それを通じて円滑な事業運営を確保しようというものでございます。

このように、この両制度は異なる目的なり性格を持つておるものでございまして、制度の仕組みとしては別のものでございまして、一方を実施すれば他方が不要になるといものではございませんので、私も併存させていく考えでござい

ます。○菅原委員 そうすると、掛金率と無事戻しとは一応改正でも併存していく、そういうことでござい

ます。では、次の質問に移りたいと思ひますが、危険段階別の掛金率を設定する場合、従来低被害地に耕作していた農家は低い掛金率が設定でき、高被害地に住居している方々は、低被害地に出作していてもいわゆる高い掛金率が適用される。これは私たちの地方では五段階にこういう地域設定なんかもしているわけでござい

ますが、こういう点はどういうふうな対応をいたしますか。○後藤(憲)政府委員 大変現実にお尋ねでございますが、料率の細分化につきましては趣旨なりやり方は先ほど申し上げたとおりでござい

ますが、それを出作、入り作というふうなことの関係ではどうい適用になるのかというお尋ねでございます。農業共済制度におきましては、その組合員資格を有する者はその組合の区域内に住所を有する者というふうになされてお

ります。ピンギを行います場合は、他地域への出作があります場合においてもその農家の被害率等を対象とするので問題はございせんけれども、集落等の地域ごとのグルーピングとか区分を行います場合には、出作地の所在する地域の掛金率ではなくて、その農家の所在する地域の掛金率が適用されることとなります。このようなことは、農業共済制度が地域農家の相互扶助を基礎にしております以上、また事務を行います場合にも、共済金の支払いなり掛金なりというものはやはり農家単位で、農業者単位で行われているということであり

ます。以上、やむを得ないものではないかというふうに考えております。言うまでもないこととてござい

ますが、現行の農作物共済の地域料率制度におきまして、同様な考え方方で運用といひますか、処理をされているということであるわけでござい

ます。○菅原委員 これは事務的な問題なのでござい

ますが、住居方式、一応農家主義と呼ばせていた

ますが、住居方式、一応農家主義と呼ばせていた

ますが、住居方式、一応農家主義と呼ばせていた

ますが、住居方式、一応農家主義と呼ばせていた

ますが、住居方式、一応農家主義と呼ばせていた

ますが、住居方式、一応農家主義と呼ばせていた

育牛に比べて一般的に被害率が高い傾向にあるということがあると見られます。さらに、近年牛肉に対する需要の動向から乳用種の肥育牛が増加をいたしまして、肥育牛飼養頭数の約六割を占め、今後これがふえていくのではないかと、このことが見込まれておりますことから、一部の地域からは共済目的の種乳用種と肉用種と、今の肥育牛を二つに分離するようにしたらどうかという要望が出ておられることは私も承知をいたしております。

この現在プール計算されておりますのを二つに分離することは、法改正は要しませんので、告示の改正で共済目的の種乳用種を分離すればよろしいわけですが、これにつきましては、事務処理の問題のほかに、分離をいたしますことが肉用種肥育牛、乳用種肥育牛のそれぞれの飼養農家にとって納得のいくものかどうか、地域の実態に即してなお検討してまいりたいと思っております。

なお、今回の改正案の一つでございます危険段階別の共済掛金率の設定方式の導入でございますが、この方法を使いまして、結果的には肉用種肥育牛と乳用種肥育牛の被害率が掛金率に反映されるような手法をとることも可能ではないかと思っております。この仕組みを使いまして共済目的の種類の分離と同様の効果を期待できるような措置が可能になるのではないかと、このようにも考えているわけでございます。

○畜原委員 この掛金率は危険率の低い黒毛和種の掛金率を下げる方向でひとつ検討していただきたいということを要望いたします。

次に、豚の掛金率負担割合は現在四割とされているわけですが、将来、やはり家畜共済でございますから、小家畜といえども一応共済制度の恩恵にあずかるような、そういう体制を強化していくべきだと私は思うわけでございます。こういう観点から、豚共済を育てるためにも、国庫負担割合を牛馬並みに、大家畜並みに上げてはどうか。

同時に、国庫負担割合を上げますと当然これは国の負担が増大するわけでございます。そういったし、やはり加入を増大させないと、かえって国庫負担割合の引き上げが財政圧迫になるわけでございますので、ここが今一番難しいところではないかと考えるわけでございます。こういう豚共済を成熟させるまでの手段として、また、これを普及させるという立場から、この国庫負担割合を検討できないか、このことについて一応伺いたいたします。

○後藤(康)政府委員 豚の加入率が大家畜に比べてましてかなり低いというの事実でございますが、その要因としては、掛金の国庫負担の問題もあるかと思ひますけれども、そのほかにも、一頭当たりの資産価値が牛馬に比べて低い、また農家の経営資金も大家畜ほど大きくない、また技術の進んだ農家では生産が比較的安定しておりますし、豚の回転が早いという程度自家保険で対応可能な面がある、いろいろな要因がこれにかかわっているというふうに私も考えております。

豚の国庫負担割合につきましては、五十一年及び五十五年の引き上げが行われて現在四〇％になっているところでございますが、これをさらに引き上げて五割にしたいという要望があります。私も私も承知をいたしております。今最初の段階では検討の中に含めて検討したわけでございますが、現在の非常に厳しい財政事情のもとでなかなか困難が大きい、また、他の改善要望事項との優先度につきましてもいろいろ議論をし検討いたしました結果、今回は見送りということにいたしましたわけでございます。したがって、この問題につきましても、将来の検討課題として承らしていただきたいというふうに考えております。

○畜原委員 この豚共済の問題は、現在大規模養豚家が豚の生産を維持して日本に豚肉供給しているわけでございますが、しかし、将来、日本のこの

の複合経営のあり方で日本農家を国際競争に対抗できるように守れる分野ということで、随分これはウエイトを占めて出てくると思うところだ、こう私は思っております。

複合経営の中で農家が豚の飼育をする場合、やはり何と云っても共済制度というのはそういう農家にとつての重要な位置を担うわけでございますから、こういう点でぜひ今のうちから豚共済を育てるための対策を国に考えてもらいたい、そう思うわけでございます。こういう点に対して、国の考え方を伺いたいと思ひます。

○後藤(康)政府委員 養豚経営の安定化なり食肉の安定供給を図るという見地から、確かに私も豚の加入推進を一層図っていく必要があるというふうに思っております。農協なり関係団体と連携をとりながら、未加入農家の飼養の実態を十分に把握しまして、適正な加入目標を立て、普及活動を通じて引き受け推進を行いますように団体等を指導してまいりたいというふうに考えております。

○畜原委員 次に、農業共済の健全化、合理化を図るために広域合併の推進を指導しているわけでございますが、この合併を促進する場合、現実には組合と市町村との組合が現在二つあるわけでございます。そこで、市町村の組合を合併する場合、当然これはそこに職員の身分問題が問題となってくるわけでございます。きのう参考人にごこのことを一応意見を聞いたわけでございましたが、その際はつきりした意見は聞きかねたんでございます。ただ、その参考人の意向としては、町村営の場合は一部事務組合をそのまま持つてきて、もういんじやないかというふうな発言もあつたわけでございます。

しかし、将来、行政改革の見地から国がこういう問題を指導する場合、やはり一本の線に進めなければならぬじやないか。そうすると、当然組合営だけの方向で合併を促進すべきであるし、またこれを推し進めていくべきだと思うわけなんです。その際、市町村からの職員の身分を出自の立場で今後とも保障していくように私はぜひ国にも指導していただきたいというのが本心なんです。が、こういう観点から、この問題に対して国の考えをお伺いしたいと思うわけでございます。

○後藤(康)政府委員 御指摘のような問題が特に広域合併をやります場合にあることにつきましては、私も私も承知をいたしております。合併計画区域内が全部市町村営である場合及び組合営と市町村営が混在している場合、こういった場合に合併前の市町村におきまして共済事業を一部事務組合または合併組合に円滑に移行する必要がありますこと、市町村においてこういう仕事をやっておりました職員を期限つきで出向させてその業務に従事させているケースが多いというふうに聞いております。

これら職員の身分保障確保の問題につきましては、通常は合併時におきまして関係市町村長との自主的な話し合いによりまして、出向期限到来時にもとの市町村に復帰できるような方法等で実施をされているというふうに聞いております。大体二、三年というふうなことで出向されている場合が多いようにございます。

このような実態にございますので、現在広域合併の推進に当たりましては職員の身分保障をめぐつて非常に大きな問題があるというふうには考えておりませんが、もし具体的に問題が生じた場合には、私も私も御相談に乗りまして、適切かつ円滑に行われますように協力なり指導はいたしてまいりたいというふうに思っております。地方公務員法上のいろいろな問題もこれに関連をしておりますかと思っております。かなり多面的ないろいろな問題がやはりあるのではないかと、このように思っております。

○畜原委員 もう一つ、合併促進の一つの指導方針なんです、広域地帯全市町村営であるならば、市町村の一部組合として存続させる方向での指導なのですか。それとも、一応合併した際は組合営にして、今の出向の身分保障は、出向の手続で将来職員は帰すけれども、組合自体は組合営に

するという方針なのか。この点ややはり大切なところだと思ひますので、国の方針を聞きたいと思ひます。

○後藤(康)政府委員 私ども、農業共済事業を行います担い手としては、やはり本来は共済組合といふものを中心に考えたいといふふうに思つておりますが、現実問題といたしまして共済の事務を市町村にやっていたらいいところが相当数あるわけでございしますので、広域合併といふことを考えます場合に、それを広域組合という形でやるか、あるいは複数の市町村の事務組合でやるかという点につきましては、やはり第一には、地域の実情なり関係者の方々の合意といふものを尊重してやっていく必要があるのではないかと。余りその点を組合一本やり、あるいは今まで市町村で全部やっていたから一部事務組合に限るということとを大原則としてまず先に打ち立ててしまふといふものもどうか、そんな気持ちでいるわけでございします。

○菅原委員 この点は非常に地方自治体の権限とも絡むわけでございしますが、やはり国として一つの指導方針は、どこまでも、組合だつたら組合の経営といふことで、これはもう一部事務組合であろうと市町村営といふ公営的な性格は排除するという方向ははっきりした方がいいんじゃないかと私は思ふわけですが、一応これは要望だけにしておきます。

次に、農協に供出する米の網目は一・九ミリなのに、農業共済の損害評価に使う網目は一・七ミリなのはどうか、そういう声を聞いたわけでございします。平年作のとき一・九ミリでは大体八割ぐらゐのくず米が出るけれども、不作の年になると二〇%のくず米が出るというわけでございします。このことについて実態はどうなつてゐるのか。また、どういふ考えを持つてゐるのか、お聞きをしたいと思ひます。

○後藤(康)政府委員 ふるゐの網目の問題はいろいろな機会にお話が出る問題でございします。基本的に申しますと、特に産地間競争というようなこ

とがだんだん強くなつてまいりまして、現在、ライスセンターなりコントリーエレベーターなどで米の調製をやります場合に、一・八ミリ目を超えるふるゐで選別をしまして良質な米をより有利に販売をしようという傾向が強くなつておることは承知をいたしております。

農業共済におきまして収量の基準は、統計情報部と同様に通常一・七ミリ目以上の厚みのある玄米といふことにしておりますが、これは、この基準に達するものは一般に一等米から三等米に該当することになるからでございします。損害評価のふるゐ目については、農業団体からその基準を一・八ミリ目、または一・九ミリ目とされたいという要望がありますけれども、もしこれを改めることにいたします場合には、損害評価の際の基準だけではなくて、農業共済事業としての整合性を保持する観点から申しますと、引き受けの際の基準収量も共済掛金率も当然損害評価の基準に合わせる必要があるわけでございまして、損害評価の面だけを別のふるゐ目でやるというわけにはなかなかいかないわけでございします。

なお、これは共済だけの問題ではございせんので、このふるゐ目の問題と申しますのは、食用米の需給の数字、それから玄米の国内産農産物規格、また統計情報部の公表収量等にも全部響いてくる問題でございします。そういう意味で全体的な問題でございしますし、一・八ミリ目を超えるふるゐを使つてゐるといひますものの、産地間競争もありまして、いろいろふるゐの目が使用されておりました、まだ必ずしも安定的なものにはなつていないといふことがございしますので、農林水産省といたしましても、過去省内の関係局が集まりまして検討会などもやつた経緯はあるわけでございしますけれども、当面これについて変えることとはいたさないといふことにいたしておりました、今後の課題として慎重に検討すべき問題であると考えております。

○菅原委員 ○一ミリの差でも、実際これを試算しますと本当に全分野に影響を及ぼす大変な問題でございしますが、ひとつ御検討だけはお願ひしたいと思ひます。

次に、水稲の基準単収や単位当たりの共済金額は都道府県によつて違つてございします。一応国がこの基準をつくりまして、県から配分を受けているというのが実態でございします。しかし、例えば岩手県南と宮城県北の場合でございしますが、この地帯では出作、入り作が双方から行われてゐるわけでございします。岩手県においては水稲の基準単収が六十キロぐらゐ宮城県より低くなつておりますし、共済金額になりますと、岩手県の場合が三百一円、宮城県においては三百七円で、六円の差があるわけでございします。

こういう地帯には、組合あるいは農家の選択によつて双方の基準や単位当たりの掛金率を使えるようなダブルの対応、制度ができないものかどうかが、西日本の場合ですと問題ないのですが、北に行くほど天候差によつて非常に影響があるわけでございします。ことに岩手県なんかは青森県境にも当然発生する問題だと思ひますが、直線で百五、六十キロ北に行くわけでございしますから、こういう点に対して国はどのように考えてゐるのか、ひとつその考えをお聞かせいただきたい。私としては、弾力性を持たせることができないのかどうかという観点からお伺ひするわけでございします。

○後藤(康)政府委員 水稲の耕地ごとの基準収量は、詳細な御説明は避けたいと思ひますが、大臣が指示をいたしました収量をもとに知事さんが組合等ごとに割り当てまして、これをまた組合等が引き受けとなつた対象耕地ごとに、水稲収量等級なり前年度の耕地ごとの単位当たり基準収量といふものを基礎にし、さらに耕地のいろいろな条件、肥培管理、過去の被害実績等を参酌して耕地ごとに設定をしていくことになつております。この耕地ごとの基準収量の単位当たりの平均値が、知事さんが指示をした組合ごとの単位当たり収量におおむね一致するように定め、こういうことになつておるわけでございします。

耕地ごとの基準収量は、大臣が指示をする収量なり知事が指示をします収量と連携はしておりますものの、基本的には耕地ごとの土地条件等に依つて設定されることになつておりますので、地域の実情に合つた基準単収が設定をされておる、県単位で見ますと、例えば隣り合つた県の中でもかなりの差があるといふことがございします。うけれども、隣接地域間の基準単収、出入り作が行われてゐるような場合におきまして、比較的近距離のところではそれほど大きな差が生じることはないものと考えております。

なお、単位当たりの共済金額につきましては、収穫物の単位当たり価格を限度としまして、二以上の複数の金額を告示することになつておりますが、水稲につきましては政府買入れ価格が一・五類に区分されておりますので、都道府県別にその価格を限度として告示をいたしております。組合等は、原則としてこの告示されました単位当たり共済金額のうちから一つを選択しまして定款等で定めることになつておりますので、出入り作の場合におきましても、その所属する組合等の選択する共済金額によることにすることはやむを得ないといふふうに考えております。

今おつしやいましたような弾力的な仕組みといふのは、特に県の間などをまたがるといふような問題になりますと、非常に事務的にも処理が難しくなるのではないかと一ふうに考えております。

○菅原委員 次に、この一筆方式から国が農家単位方式を推進するために出してゐた農家単位補助金五十九年度限りで打ち切つたようであるが、この理由はどのようなことであつたのか、お聞きいたします。

○後藤(康)政府委員 農家単位共済実費補助金につきましては、昭和四十六年の法改正の際の附則十二項に基づきまして、半相殺農家単位方式の円滑な導入実施に資するために、この方式を実施いたします組合等に対して、当分の間の措置と

して交付をしまいつてきたものでございます。

四十七年度産水稲に係る交付以来十年以上経過を
しておりまして、半相殺農事共済の実施率が五十
九年度におきまして水稲二四〇、麦一三〇と、一
応の定着を見ておりまして、この補助金を継続す
ることにより普及促進効果というものが今後
は余り大きくは見込めないと考えられるというこ
とで、当初、制度の普及のための推進費というこ
とで出したという経過もございまして、五十九
年度をもって廃止することにいたしましたものでござ
います。

○菅原委員 この補助金の打ち切りはやはり組合
の運営にはね返る問題でございまして、できる
だけ組合育成の体制は今後とも手を緩めるような
ことのないようにお願いしたい、こう思うわけで
ございます。

次に、家畜共済診療で一番大切なのはやはり獣
医師の貢献度でございまして、今後この獣医師に對
する国の手厚い対応をお願いしたい、こう思うわ
けなんでしょうが、このことに對してひとつ
考えをお伺いしたい、こう思っております。

○後藤(康)政府委員 獣医師の待遇改善につつま
しては、共済団体等の獣医師、それから嘱託及び
指定獣医師で家畜共済の行います特定損害防止事
業に従事をいたします場合の雇い上げ手当及び家
畜共済地域対策事業に従事をします場合の指導費
につきましては、毎年この引き上げを図っている
ところでございまして、六十年度も、前年度の九千
五百円を九千八百円に引き上げたところでござい
ます。

また、この共済団体等の家畜診療所の獣医師職
員の給与につきましては、私も従来から指導の中
で、一般職員とは異なる獣医師の勤務の特殊性
を勘案して適正な給与額となるように指導をして
まいっております。

家畜共済におきましては、円滑な診療体制を維
持し強力な事故防止を進めまして事業の安定運営
を確保してまいりまして、これが何といたしても重要で
ございまして、これを達成してまいります上で、獣

医師の協力に負うところが極めて大きいものとい
うふうに認識をいたしております。今後とも、基
本的には適正な診療報酬の確保、雇い上げ手当の
引き上げ等、待遇改善につつまして引き続いて努
力してまいりたいというふうに考えております。

○菅原委員 最後に、農業共済は日本農業の発展
の基礎でもございまして、この制度の今後の充
実発展を図るべきであると思っております。この
点に對して大臣の所見をお伺いいたしまし
て、質問を終わりたいと思っております。

○佐藤国務大臣 菅原先生にお答えいたします。
農業災害補償制度というのは、先生の御指摘の
とおりでございまして、地理的条件や気象条件か
ら自然災害の発生が多い我が国においては、農業
経営の安定を図る上で不可欠の制度だと思つてお
ります。そんなことで、今後とも農業災害補償制
度につつましてはその効率的かつ健全な運用に努
めましますとともに、制度の機能を十分に発揮するこ
とにより、農家の経営安定のための制度として真
に定着するよう努めてまいりたいと考えております。

○菅原委員 終わります。

○今井委員長 次に、津川武一君。

○津川委員 この委員会では社会党の串原さん、松
沢さん、細谷さんなどの同僚議員が既に問題を提
起しておりましたけれども、今、貿易の自由化の
嵐が日本を吹き荒れております。これは批判を許
さない、無条件に押しつけるという形で吹さま
くつております。この間の閣僚と与党との会議の
中で、うちの佐藤農水大臣が原則自由の例外が農
業だということに言ったら、そこで総理大臣から
押しやりと、そこには聖域はない、出席していた
自民党のある幹部は、何か我が農水大臣の首を切
るみたいなふうにもとられる言動をして、圧力が
かかってきているわけでありまして、

この圧力は、合板の関税引き下げとなり、穀物
一千万トン輸入、さらにはオレシ、牛肉の枠
大、新しい協議四年後というものを、四年後を待
たないで協議を始める、骨なし鶏肉の関税引き下

げ、日米欧委員会では生産者米価引き下げ、この
ような形であらわれてきております。これでは日
本がたまたまものではありせん。貿易の自由化
というものは、国際的な協力というものは、圧力
ではありせん。お互いの国の事情を話し合つ
て、お互いの国が了解し合つてやられる、した
がつて、私は国民的な批判で必ずこの不当な嵐は
消えると思うわけであります。

そこで大臣、あの会議の中で農業は原則自由の
例外だということに言つて孤軍を守っている形で
ありますが、やはり正しく守らなければならな
い、大臣の健闘、これひたすらに我々手を握つて
待つていくわけでありまして、我々も頑張りま
すので、大臣はどうしてもこれに屈しないで頑張つ
ていただきます。その決意を表明していただくと同
時に、差し迫つた問題、もう少し煮詰まつていな
い骨なし鶏肉の関税の引き下げを許すのか、日米
欧委員会の生産者米価引き下げを許すのか、具体
的な問題二つと、佐藤大臣の決意を明らかにして
いただきます。

○佐藤国務大臣 津川先生にお答えいたします。
農業は、先生御指摘のとおり、生命産業として、
国民生活にとりまして最も基礎的な物資でござい
ます。食糧の供給を初め、国土、自然環境の保全等、
極めて重要な役割を發揮しております。さらに、
地域社会におきましては、就業機会の提供などの
地域経済社会の健全な発展を図る上でも重要であ
ります。このような農業の重要性について私とし
ては各国の理解を得よう今後とも努めてまいり
たいと考えております。

また、農産物に係る対外経済問題につつまして
は、関係国との友好関係にも留意しつつ、国内の
需給動向等を踏まえ、我が国農業を生かすとの観
点に立ち、その健全な発展との調和を図つて対応
していくことが大切だと考えております。

あと、骨なし鶏肉等につつましては、局長から
答弁させたいと思つていますが、中曽根総理につつま
して、ややオーバーに伝わつておると思つて、
私は、実は長い付き合いをしておりますが、中曽

根総理は農林水産関係につつましては大変御理解
ある態度を賜つておるので、非常に感謝してお
るわけでございまして、当日、四月十九日の発言につ
きまして、実は私も新聞等を見ておりまして、
正確な情報を伝えておるところが割に少なかつた
と思つて、私が発言した後に、もちろんかなり
厳しい態度で話がありました、特に農林水産物
につつましてはトーンダウンしまして、諸外国と
も特に農林水産物につつましてはいろいろ保護す
る制度をとつておるけれども、日本においてもよ
くわかるけれども、一遍再点検してみてもいい
い、こんな話であつた、これは当たり前の話、こ
んな受けとめ方をしておりまして、伝えられてお
るような厳しい感じではなかつた、そのように私
は理解しておるわけでございまして。

○後藤(康)政府委員 骨なし鶏肉等、諸外国から
要請のあります個別品目の関税引き下げの問題に
つつましては、四月九日の経済対策を決定する過
程でもいろいろ議論があつたわけでございまして
が、本年前半中にこれについての決定を行うとい
うことが決定をされまして、今後その決定の内容
をどうしていくかということにつつましては、六
月の下旬に予定をされております日・ASEAN
経済閣僚会議などにもみながら今後検討をして
まいるといふ段取りになつておるわけでございま
す。

それから、日米欧委員会の報告が米価について
触れておりますことにつつましては、食糧庁長官
お見えになつておりますので、長官からお答えい
ただいたしたいと思います。

○石川政府委員 日米欧委員会での米価につつま
しての提言でございまして、米をつくり出す場合
に極力生産性を上げていくということにつつまし
ては、日本の農業もそういう努力をしてきておる
わけでございまして、日本には日本の、特に土地の
広がりその他の制約がございまして、私もその
ういう中で一生懸命生産性の向上を図つて、
そのことが米価の水準というふうなものについて
もいろいろと反映をされておるわけでございま

て、そういう日本の事情を踏まえた上で、食糧法で定めております再生産の確保ということを旨として定めていくという考え方には変わりはないとさせていただきます。

○津川委員 大臣、私は、中曽根総理は理由のない外国の圧力に屈して必ず国を誤らしめるんじゃないかという心配を非常に強く持つておられるのです。それを要めたたえたる大臣にも多少不服があります。大臣が前段にしゃべった日本の農業を守る、あの決意はどこまでも続けていくことを要求して、質問を進めていきます。

そこで、今度の農災法の改正に入りますが、関係者のところに相談してみたら、中曽根内閣の軍事費優先、財界優先で、農業、中小企業の予算を切ることが共済の予算を六十年度予算で減らしている、とうとう農業災害補償法まで来たか、正直なところこれが農民の声でございいます。

そこでお伺いしますが、今度の農家負担の増加で、全国平均、北海道、青森、岩手などについて農家一戸当たりの掛金の負担がどうふえていくか、説明願います。

○後藤(康)政府委員 まず、昭和六十年産から新たに適用いたします水稲の改定料率は、全国平均では旧料率に比して低下をすることになりまして四％から三・八％に下がりますので、そのことによりまして農家負担は総額で約十八億円の減になると見込んでおります。また、六十一年度から予定をいたしております、御提案申し上げております掛金国庫負担方式の改正では、全国的に影響を与えることになりまして、農家負担は総額で約四十二億円の増加ということになる見込みでございいます。これを水稲の十アール当たりの全国平均で見ますと、料率改定で九十円の低下になります。制度改正によりまして二百円増加をする、こういうことになりまして、また、水稲の農家一戸当たりの全国平均では料率改定で五百三十円の低下になりますが、制度改正によりましてこの下がった水準から千二百五十円増加をするというところに相なります。

さらに、お話しのごさしました道なり県について見ますと、北海道は料率改定では十アール当たりで五百十円、一戸当たり一万七千五百円、制度改正では十アール当たりで八百七十円、一戸当たりで二万九千五百円、それぞれ増加をいたしました。青森県につきましては、料率改定で十アール当たりで三百八十円、一戸当たりで三千三百四十円、制度改正では十アール当たりで五百八十円、一戸当たりで五千六十円増加をすることになります。岩手県の場合は料率改定で十アール当たりで四百四十円、一戸当たりで三千四百八十円、制度改正では十アール当たりで四百十円、一戸当たりで三千二百六十円いずれも増加することになるわけでございます。

全国平均では、料率改定では負担が下がるわけでございますが、残念ながら北海道、それから一部の東北の諸県におきましては、近年の被害実績を反映いたしまして掛金が上昇をいたしますので、両方の影響が重なるという結果になるわけでございます。

○津川委員 北海道で一戸で四万六千六百六十円、青森県で八千四百円、これほど農民の負担金がふえていきます。そこで国庫負担ですが、引き上げ幅がこのように大きくなったということ、近年の冷害を反映して料率改定でもアップが高いということ、二重の意味で農家が苦しんでまいります。これは明らかに農業の振興を考えた農災法の精神に反するものである。私は、できることなら撤回して再提出を求めたいという気持ちでございいます。

今局長が、被害率が高くなったから仕方がないと言っていますけれども、考えてみると、農家の負担が大変でございいます。農家の負担率を見てみますと、農業所得が余り上がらない昭和五十三年対昭和五十八年、農業所得は八二・七％上がっている、税金は一八・一％、年金や保険料金二八・八％、そこで、こういうふうになっていくところ、今度共済保険の値上がり、共済保険は五十三年に比しますと五十八年で一三五％になっておりま

す。局長は被害率の高い共済だから仕方がないと言っているけれども、これでは農業共済も何もあつたものではない。農業共済の危機が、存続の危機が問われるというのは、きのうの参考人でも農業共済協会の常務理事の須藤さんが、制度が壊れると言っているのです。やっぱりこの辺で何らかの対策が必要だと思いますが、こういう過酷な状態に対して政府の考えを聞かしていただき

○後藤(康)政府委員 確かに一部の道県におかれまして、特に近年、今回の料率改定で算定基礎に入つてまいります五十六、七、八という三年間の被害が非常に大きかつた県につきまして、料率改定でも農家負担がふえるということになるわけでございますが、これは保険の手法によりまして、一定のルールで計算をし料率を決めてまいるといふことでございいますので、この保険の手法をとつてまいります上におきましてはこれはやむを得ないものというふうに私も考えておるわけでございます。

確かに負担も増加するわけでございますが、例えば今度新しく料率算定の基礎に入つてまいります五十六年から五十八年の北海道の一戸当たりの年平均の農家負担共済掛金というのは、平均しますと約九万円でございいます。引受農家一戸当たりの共済金の支払い額は三十七万円。これを被害農家戸数で割りまして一戸当たりを出しますと、六十九万五千円ほど年平均で共済金の支払いがあるわけでございます。そういうことも含めてひとつ御理解をいただきたいというふうに思つておるわけでございます。

それから、掛金国庫負担の問題でございいます。これはもちろん現下の厳しい財政状況というものと全く無縁のものというところではございませんけれども、同時に、やはり今の適地適産のもとに生産調整を行いながら水田利用の再編を推進をしていっているという農業政策の方向との整合性の問題、それからまた、何と申ししましても、私ども毎年予算の確保に努力をしておりますが、全体の枠

には高度経済成長時代と比べて一定の制約があらざるを得ないわけでございます。そういう中で農林水産省の各種の施策にどういふふうな財政上の配分をやっていくかというふうな種々の見地からの検討を加えまして、最終結論をいたしまして、超過累進制を堅持するけれども、その超過累進の幅につきまして一定の圧縮をするという結論にいたしたわけでございます。

農家の掛金負担がこれによつて増加をいたしますけれども、十アール当たりの米の所得と対比いたしますと、先ほど申しました別表改正によりまして十アール当たりの負担の増加額が二百円でございいます。全国平均の十アール当たりの米の所得が六万八千円ほどでございます。率にしまして〇・三％ほどの負担の増加額になるわけでございます。北海道につきましては、これはちよつと多うございまして一・七％ということでございますが、この辺の負担の増につきまして、関係の農家の方々の御理解をいただきたいと思つておるわけでございます。

○津川委員 農家の御理解をいただきたいと言っているけれども、そう簡単にはいかないのがきのうの全国農業共済協会の須藤さんという常務理事の意見でございいます。農家の負担のアップ、それから加入基準面積の増加によつて事業経営が困難になる、共済事業の存続にかかわる問題になつてきた。私たち、共済事業はふやしていかなければならぬ。今言われたようなことではだんだん減るだけ。したがって、共済事業を守つていく根本対策をひとつ明らかにしていただきたい。

○後藤(康)政府委員 私ども、農業災害補償制度は、農業分野におきます災害対策の基幹だといふふうに思つております。今回の全般的な制度見直しの中で、一面におきまして制度の内容の充実改善、またそれとあわせて制度運営の効率化というものを図つたわけでございますが、今回の見直し、昨年以来各方面と、また農林水産省内でもかなりいろいろ議論を重ねまして得た結論でございいます。

この改正をまた一つの出発点にいたしましたので、この制度が災害対策の基本的な制度として十分にその意義を果たし、また定着をしていくように、私ども一層努力をしたい、こういうふうに考えております。

○津川委員 農業共済の危機は後で果樹共済のときにもう一回話をし、どうして守っていくかについてお伺いをするとして、進めていきます。

次に、団体事務費の定額交付金についてでございます。

共済組合の役員に話を聞くと、この点についての不安を必ず訴えてきます。事務費の圧倒的部分は人件費、もう一つは評価員の手当などでございますが、これが定額交付金ということになると、結局、職員、評価員の待遇低下、ひいては農家賦課金のアップ、こういうことにつながっていく。いよいよ共済組合の運営が困難になってまいります。現に私の地元でも、広域合併組合では六十年事務費を昨年度の九五％に、未合併組合では九二％の範囲内で組むように県の方から指導が入っております。そのために、今、現地の共済組合はこれですべていけるのか、共済組合が残るかどうか、てんやわんやになっております。この事務費に対しては、定額化でなく必要なものを出してやるべきだと思いますが、定額化をやめて必要な部分を出してやる方針をまず伺わしていただきます。

○後藤(康)政府委員 農業共済団体の事務費国庫負担金につきましては、六十年予算におきまして、共済団体等の安定的かつ円滑な運営を図ります見地から、今まで個別経費を積み上げて補助率なり国庫負担率を掛けて、積み上げによりまして計算をいたしておりましたものを定額の負担に改めたものでございます。したがって、給与とか委員手当等の個々の積算根拠はないわけでございますけれども、五十九年度予算計上額を一つの有力な指標としまして、勘案をして定額化を行っております。

今までの積算方式の中におきましても、前にも

申し上げましたが、補助対象職員の定員削減でございます。またあるいは合併によりまして効率化のメリットを国庫負担金の減の方向で働かせるというふうないろいろな査定が行われてまいっているわけでございます。ともすれば、この種の経費というのは近年においては一律五％カットとか一割カットとかいうようなことになりかねないわけでございますが、その点は定額化ということでは、少なくともこの金額は安定的に確保されるというところになるかと思っております。もちろん、御心配のように給与水準の上昇等、いろいろ今後の増加要因もあるわけでございますけれども、やはり今後極力事務運営の合理化なり効率化によりまして対応していくことが必要ではなからうかと思っております。

職員の給与改善につきましては、人材の確保という点から申しまして、やはりそれなりの配慮を私ども共済組合も払っていかなければいけないと思っておりますし、損害評価員等の手当につきましても、従来から実行上の問題として地域の実態に即した支給がなされますように指導してまいりましたけれども、今後ともその活動に支障が生じないようにしてまいりたいというふうに思っております。

○津川委員 いろいろと報告いただいたけれども、現実には組合を活性化してよくしようとするば、職員の待遇改善要求には応じなければなりません。青森県で九四％とか九五％とか九二％の範囲で事務費をやれという、そこへ春闘の要求が起きている、どうすればいいかというのが共済組合の執行部のあれなんです。今の局長の答えでは何にも解決しない。そんなもの聞いてもどうにもならない。現地の共済組合の幹部たちの声にどうこたえてくれますか。もう一回ひとつお願いいたします。

○後藤(康)政府委員 私ども、六十年の予算の内示をいたす前の段階でございますし、県が県下の組合に対して、事業計画をつくる場合に予

算規模をどの程度にというふうなことでどういう御指導をなさっているか、県ごとに必ずしもつまびらかにしないわけでございます。それぞれの県ごとに、引受面積等の事業の見込みというものをもとにして事業計画を立てておられるのだらうというふうに思っております。

いずれにいたしましても、先ほど申し上げましたように、安定的に確保されます国庫負担、国庫補助の範囲内で、そのほかの各種の共済団体の収入、運用益でございますとかあるいはまた賦課金の収入でございますとか、そういうものを総合的に勘案しながら、組合運営、事業運営の効率化、能率化を図りながら、処遇改善の問題も含めて団体運営の健全な発展をいたしていくにいろいろ工夫をさせていただきたいというふうに思っているわけでございます。

○津川委員 議論してもしょうがない。要求がどしどし来るとは思いますから、ひとつ覚悟しておいてください。

次に、果樹共済に移ります。実は、五十五年の改正のときに私も賛成してゐるのです。今の改正では農民の負担がふえたり、当然加入限度が上がったりして、私たち到底賛成できませんけれども、五十五年のときは、私これで行くかと思つて、リンゴ共済へもつと入ることになると思つて賛成したのです。ところが、五十五年改正したら、その年をピークにして加入率が下がってきた。これには私もびっくりして、自分でもどうしてなのだろうなというふうに考えているわけですが、青森県だけでいいですから、加入率がどうなっているか、ひとつ年次ごとに少し説明してください。

○後藤(康)政府委員 青森県の果樹共済の中のリンゴの引受実績で申しますと、五十六年が四四・二％、五十七年が四一・四％、五十八年が三一・五％、五十九年は見込みでございますが一七・四％、この辺の引受率の低下の見込みが事業予算の規模などにももしかすると考慮されているのかもしれないという気も今いたしているわけでございます。

います。

○津川委員 共済事業の存立を危うくするような加入率の低下でございます。私もリンゴづくり農家とじっくり話を交えて話してみたい。何であんなたちひとり入つていたのをやめたのか、なぜ入らないのかと言つたら、こんなのです。掛金が高い、これが第一。もう機会が少ない、もう金が少ない、これが二つ。もう一つには、いつももう人がたくさんおつて、なかなか入らない人があつて、恐ろしく不公平がある、これが三つです。それから、樹園地ごとの共済であれば、まじい、台風一本だけのものならまじい、が、こういういろいろな議論が出ているわけでありまして、私は、果樹共済、青森県のリンゴをこのままほつておくと壊滅するのじゃないかという心配を持っております。

そこで、この果樹共済、リンゴ共済をどうして守っていくのか、どうして農家の加入率をふやしていくのか、やめるのをどうして阻止するのか、もう少し具体的に聞かしていただきます。

○後藤(康)政府委員 まさに私も今先生が御指摘になりましたような問題を頭に置きながら、今回の改正におきまして特定危険方式、これが優良農家の危険意識に一番マッチをし、また掛金率も安いという方式でございますので、特定危険方式について補償水準を七割から八割に引き上げまして、凍霜害を災害に追加をしまして、凍霜害それから暴風雨、ひょう害のセット方式というふうなものも導入することによりまして、掛金率が安く、また優良農家でも危険を感じていような災害を十分にカバーをするというふうな方式を御提案を申し上げているわけでございますし、また、農家ごとの被害状況に応じた共済掛金率のいわば危険段階別の設定方式の導入というふうなことを通じまして、先ほどお話しがありました掛金が高い割に共済金の支払いが少ない、また、いつももらっている農家といわば掛け捨て的なことになつてい農家との差が出ていというふうな問題に対応する形で今度の特定危険方式の改正等を

考えまして、これによって專業的な果樹農家の一層の加入促進をできるだけ図つていきたいというふうに思っているわけでございます。

○津川委員 リンゴづくり農家の悪口を言うつもりはありませぬけれども、私の方で、台風が来る。両方来る。そうすると、岩木山ろくのリンゴづくり農家は八甲田山ろくのリンゴ畑にばかり当たつてくれればよいと言ふ。八甲田山ろくのリンゴづくり農家は岩木山ろくのリンゴ畑にだけ当たつてくれればよいと言ふ。うちの方は、災害を逃れると値段が上がる。これが長野に当たつてくれればよいと言ふ。こういうことになつてしまふのです。つまり、これは資本主義の一つのかけ。ばくちとは言わない。こういう形で一回救われると、共済に頼る気がなくなる。このところをじっくり共済というのに密着させるには別の対応が必要だ。

もう一つは、ことしの二月八日に青森県の共済組合連合会が単位共済組合に出した通達です。「責組合から報告のあつた五十九年産組合等当初評価高及び損害高検討表について、本会でとりまとめ、農水省と事前協議を行つたところ農水省認定量と相当な格差のあることが認められまし

た。から、支給率を一律九・四％に切れ、これが農水省の指導方針なんです。これをもらつた単位共済組合の幹部が何と言つてゐるか。共済をやめたと言つてゐる。評価員を何十人と使つて苦勞して寝ないで調べたものを、どんな評価があるうが構わずに九・四％に切れという。この農民の声を無視した、農民から離れた、上からの圧力的な、これが共済組合をつぶしていく。したがつて、共済組合に対する不満が物すごく出てくるわけだ。

○後藤(康)政府委員 五十九年産のリンゴの損害評価高につきましては、私も一月に連合会から事前協議を受けたわけでございますが、その内容につきまして、私どもの統計情報部で五十九年産リンゴの生産、出荷予想等のいろいろなデータを持つておりますが、これに比較しましたも少し大き過ぎるというふうな考えられまして。県ごとに統計情報部の資料とのチェックをいたしまして、隣接県との比較におきまして統計情報部のデータ等と格差が余りに大きいという場合には、やはり再度連合会と各組合との間で調整をしていただくことが県の間のバランスという点から必要だと言ふことで、そういう指導を申し上げたわけでございますが、この過程で私も一律にこういうふうな率にせいというふうなことを、具体的に率までとやかく申し上げたという事実はないと承知いたしております。

青森県の連合会とされましては、その後、地域ごとの作柄概況も考慮しながら組合等と調整をいたしました結果、損害評価会にも諮りました上で被害額の認定をいたしました。一部の組合等におきまして金額被害率がほぼ同じような水準になつてゐるというふうな結果にはなつておりますけれども、これは連合会が組合等と調整をされた結果であると考えております。

私も、ちょうど組合単位の評価を県の連合会が一定のバランスを見まして調整をしますのと同じような観点で、県の間のバランス、それからまた統計情報部の資料とのある程度の整合性といったようなものにつきまして連合会にいろいろ指導申し上げることはあるわけでございますが、組合ごとの評価額をこうせいというふうなところまではやるべきものではないというところは、私そういうふうな考えております。

○津川委員 これで終わりますが、実はリンゴ共済の加入率が低下してきた五十五年、五十六年にも同じ事件があるのです。それがリンゴ共済に入らなくなった一つのきっかけなのです。したがつて、この点は改めてもう一回この場で議論しますから、調べておいていただきたいと思うのです。最後に、腐乱病のことで来ていただったので、せつかく来ていただいたのに済みません。お許しいただいて、終わります。

○今井委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○今井委員長 これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。新村源雄君。

○新村(源)委員 私は、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となつております農業災害補償法の一部を改正する法律案に対し、反対の立場から討論をいたします。

本農業災害補償法は、制定以来数次の改正の中で、農業者の災害に対し補償の充実を求め、農業経済の安定と農業の振興を求めて今日に至りました。今回の政府提案の改正案は、一部には評価できる部分もありますが、本法の根幹である水稲共済の当然加入面積の引き上げ、農作物共済における国庫負担率の引き下げを行おうとするものであり、改善を求めてきた農家の要望にも逆行するばかりでなく、本制度の根幹を危うくする改悪であり、農民負担の増大を求めるなど、我々の到底容認しがたいところであります。

我が国の農業は、工業製品輸出増大の見返りとして農畜産物の輸入が拡大される中で、米の生産調整、畜産物の生産抑制などを強要され、農業経営の圧迫による農家負債の増大など、農業及び農家経済が重大な危機を迎え、しかも我が国の食糧は穀物の自給率三〇％台という独立国としては異例の低さであります。

今回の改正案は、こうした厳しい農業事情の実態を省みず、政府が志向している中核農家の育成、国の財政事情の厳しさを口実に、小規模農家を切り捨てる政策を大胆に打ち出しているの

であります。

すなわち、その第一は、農作物共済において、当然加入基準を従来の十アールから三十アールを二十アールから四十アールに引き上げたことであり、これによって当然加入農家が七十四万戸減少することになり、その率は全加入戸数の二三・八％に達することが質疑を通じて明らかとなつております。これは本事業を担当する共済組合の経営を危機に陥れるばかりでなく、生産共同組織や地域の共同意識も破壊するもので、その及ぼす影響ははかり知れないものがあります。

第二は、農作物共済の国庫負担の削減であります。これは本制度の果たしている役割の重要性を無視した暴挙と言ふしかありません。

このように、本法案は農家の負担を一層増加させ、国だけが得をする仕組みへの改悪であり、農民は農業の展望に希望を失ひ、営農意欲をますます減退させることとなり、これがひいては我が国の食糧自給率をさらに低下させることを懸念するものであります。

さらに第三には、肉用牛に対しては受胎八カ月から共済目的に加えながら、乳用牛に対してはこれを認めず、また豚の国庫負担を五分の二に据え置くなど、首尾一貫しないものがあります。

今回の法改定は国の厳しい財政事情を反映したものとしてとされているが、本制度は公的な保険制度の位置づけを持つものであり、一般の補助金、助成金とは本質的に異なるものであります。国民食糧の供給基盤である農業と農家経済を守る極めて重大な役割を担うものであり、無秩序に政府の責任を農民に転嫁しようとする本法案の改定に反対を表明して、討論を終わります。(拍手)

○今井委員長 次に、中林佳子君。

○中林委員 日本共産党・革新共同を代表し、農業災害補償法の一部を改正する法律案に対する反対討論を行います。

反対の第一の理由は、農作物共済の掛金国庫負担率を引き下げることで、政府は、国庫負担率引き下げの理由として、厳

しい財政事情のもとで制度の一層の合理化を図る必要があることを挙げています。これは高率補助の引き下げという臨調行革路線をそのまま実行するもので、財政主導の制度改悪と言わなければなりません。

国庫負担率引き下げによる農家負担増は総額で約五十四億円にもなります。しかも、災害常襲地帯等の掛金率の高い地域の農家負担を軽減するための超過累進制は残されたものの、水稲の国庫負担率を六〇％で頭打ちにするなど、超過累進制を大幅に後退させるものです。これでは被害率の高い地域ほど国庫負担率引き下げの打撃が大きくなり、超過累進制の名に値しないものです。

このように、国庫負担率引き下げは、災害から農業経営を守るといふ農業災害補償制度の根幹にかかわる改悪と言わなければなりません。

第二に、政令改正によって水稲共済の当然加入基準を引き上げることです。

当然加入基準の引き上げは、直接的に小規模零細農家を共済制度から締め出そうとするものであり、小規模農家の比率の高い地域では共済制度の崩壊につながるものです。

第三に、政府は、高い技術水準を持ち、被害の少ない専業農家などの共済掛金を低くできるとして、危険段階別の共済掛金率設定を導入することです。こうした農家のグループ分けは、当然加入基準の引き上げとも相まって、助け合いを基本とする共済精神を後退させ、兼業農家の共済からの離脱、集落組織の分断につながりかねないものです。

今回の改正案は、肉用子牛共済の新設など、改善内容も含んでいますが、中心は、農作物共済の掛金国庫負担率を引き下げる制度改悪であり、災害から農家経営を守るといふ国の責任を大きく後退させ、農業共済制度そのものの崩壊につながりかねないことを指摘し、反対討論を終わります。(拍手)

○今井委員長 これにて討論は終局いたしましたし

た。

○今井委員長 これより採決に入ります。

農業災害補償法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○今井委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○今井委員長 この際、本案に対し、玉沢徳一郎君外四名から、自由民主党・新自由国民連合、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び日本共産党・革新共同の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。小川国彦君。

○小川(国)委員 私は、自由民主党・新自由国民連合、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び日本共産党・革新共同を代表して、農業災害補償法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

農業災害補償法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本制度が災害対策の基本として重要な役割を果たしていることにかんがみ、制度の円滑な運営が確保されるよう、左記事項に留意し、万全の措置を講ずべきである。

記

一 各種共済事業の今後の運営に当たっては、必要な国庫負担を確保しつつ、農家経済の実情に即した適切な措置について検討すること。

二 危険段階別の共済掛金率の設定について

は、画一的指導及び強制はしないこと。

三 水稲共済の当然加入基準の引上げについては、地域の実態をも十分考慮した基準が設定できるよう指導し、制度運営に支障をきたさないよう必要な措置を講ずること。

四 肉牛の子牛共済の実施に当たっては、適正な共済額を設定すること。

また、引受、損害認定については、飼養の実態に即した運用を行うこと。

なお、豚にかかる共済掛金国庫負担割合については、これを引き上げるよう検討すること。

五 果樹共済については、加入促進等を図るため果樹農業を取り巻く今後の環境変化や農家の保険需要に即応した制度のあり方につき事務簡素化、事業責任分担方式等を含め検討すること。

なお、果樹共済において、危険段階別共済掛金制度を導入する場合には、無事故割引制度を包含し得る設定方法となるようにすること。

六 園芸施設共済の健全かつ積極的実施が図られるよう加入促進に努めるとともに、事業責任分担方式について、事業の推移を踏まえた検討を行うこと。

七 畑作物共済における基準収穫量の設定については、地域の生産の実態が反映するよう努めること。

なお、新たに共済対象となる高級いんげんについては、掛金と補償水準との相関関係を考慮し、適切な引受が行われるよう指導を行うこと。

八 各種共済事業について、引受、損害評価方法の簡素化に極力努める等効率的な事業運営を行い得るよう配慮すること。

九 制度の円滑な実施に資するため、地域の実態に十分配慮しつつ共済団体の自主的な組織整備の強化を図るとともに、制度の多様化に対処し、共済制度の普及及び共済団体職員等

の研修事業の一層の充実を図ること。
右決議する。

以上であります。附帯決議案の趣旨につきましては、質疑の過程等を通じ、既に各位の御承知のところと存じますので、説明は省略させていただきます。

何とぞ全員の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

○今井委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

玉沢徳一郎君外四名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○今井委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議につきまして、農林水産大臣から発言を求められておりますので、これを許します。佐藤農林水産大臣。

○佐藤農林水産大臣 ただいまの附帯決議につきましては、決議の御趣旨を尊重いたしまして、十分検討の上、善処するよう努力してまいりたいと存じます。

○今井委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○今井委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○今井委員長 次に、内閣提出、農業者年金基金法の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説

明を聴取いたします。佐藤農林水産大臣。

農業者年金基金法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○佐藤國務大臣 農業者年金基金法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要内容を御説明申し上げます。

農業者年金制度は、農業者の経営移譲及び老齢について必要な年金の給付を行うことにより、農業経営の近代化及び農地保有の合理化に寄与するとともに、国民年金の給付とあわせて農業者の老後の生活の安定と福祉の向上に資することを目的とするものであり、昭和四十六年一月に発足して以来、農業経営の若返り、農地保有の合理化等に寄与してまいりました。

しかしながら、農村における人口構造の高齢化、兼業化の進展等により、農業者年金をめぐる状況は厳しいものとなつてきております。

政府といたしましては、このような状況に対処して、農業者年金制度について長期にわたる安定的な運営を確保するため、公的年金制度の改革の方向を踏まえ、本制度がその使命をよりよく達成できるよう、給付と負担の適正化を図るとともに、農業構造の改善を一層促進するための措置を講ずることとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、年金の給付水準の改定であります。まず、経営移譲年金の給付水準につきましては、従来と同様、厚生年金程度の水準とすることとし、厚生年金の給付水準の適正化に即して昭和六十一年度以降二十年かけて段階的に改定することとしております。

また、農業経営の近代化と農地保有の合理化を一層推進するため、経営移譲の相手方に応じて給

営移譲年金の額について一定の差を設けることとしております。

次に、農業者老齢年金の給付水準につきましては、従来と同様、経営移譲年金の額の四分の一とすることとしております。

第二は、農業者年金の被保険者資格の改正であります。

六十歳から六十五歳までの者についても、農業者年金の受給資格期間が不足するものについては、受給資格期間を満たすまでの間任意加入できることとするほか、国民年金制度の改革等を踏まえて、被保険者資格について所要の規定の整備を行うこととしております。

第三は、農業者老齢年金の支給要件の緩和であります。

経営移譲年金の受給権者以外の者に対する農業者老齢年金の支給につきましては、これまで六十歳に達した日の前日において農業者年金の被保険者であることを要件としておりましたが、これを改め、同日まで農業を継続して行っていた者に支給することとしております。

第四は、死亡一時金の支給対象の拡大であります。

経営移譲年金を受給した後に死亡した場合におきましても、支給を受けた経営移譲年金の総額が一定の金額に満たないときは、その差額を死亡一時金として遺族に支給することとしております。

また、脱退一時金及び死亡一時金の額について四％の引き上げを行うこととしております。

第五は、国庫補助の改定であります。

国庫補助につきましては、経営移譲年金の給付に要する費用の額の三分の一に相当する額の国庫負担に加え、当分の間、当該費用の額の六分の一に相当する額を補助することとし、現行の拠出時補助は廃止することとしております。

第六は、保険料の改定であります。

保険料につきましては、財政再計算の結果等を踏まえて、昭和六十二年一月分から一月八千円とし、以後昭和六十六年まで毎年八百円ずつ段階的

に引き上げることとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○今井委員長 補足説明を聴取いたします。井上構造改善局長。

○井上（憲）政府委員 農業者年金基金法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を補足して御説明申し上げます。

本法律案を提出いたしました理由につきましては、既に提案理由において申し述べましたので、以下その内容について若干補足させていただきます。

第一に、年金の給付水準の改定であります。

経営移譲年金の額につきましては、保険料納付済み期間一月当たりの給付単価を昭和六十一年四月から、六十五歳までは三千七百十円、六十五歳以降は三百七十一円とすることとし、昭和六十一年度以降二十年をかけて、六十五歳までは二千二百三十三円、六十五歳以降は二百二十三円となるまで段階的に改定することとしております。

また、農業者年金の被保険者その他の一定の要件を満たす者以外の者に経営移譲した者に支給する経営移譲年金の額については、差を設けることとしておりますが、その格差につきましては段階的に拡大することとし、五年で四分の一の差とすることとしております。

次に、農業者老齢年金の額につきましては、保険料納付済み期間一月当たりの給付単価を昭和六十一年四月から九百二十八円とすることとし、昭和六十一年度以降二十年をかけて五百五十八円となるまで段階的に改定することとしております。

なお、施行日の前日において年金給付に係る受給権を有していた者について、改正後の法律により算定した年金給付の額が従前の額より少ないときは、従前の額を保障することとしております。

第二に、農業者年金の被保険者資格の改正であります。

これまで、六十歳以上の者は農業者年金の被保

険者となり得なかつたところですが、六十歳から六十五歳までの者のうち農業者年金の受給資格期間が不足するものについては、受給資格期間を満たすまでの間任意加入することができるとこととしております。

また、国民年金制度が基礎年金を支給する制度として位置づけられ、国民年金の適用対象が厚生年金の被保険者等にも拡大されることに伴い、農業者年金の被保険者資格の得喪に関する規定について所要の規定の整備を行うこととしております。

第三に、農業者老齢年金の支給要件の緩和であります。

農業者老齢年金は、これまで経営移譲年金に係る受給権者及び六十歳に達した日の前日において農業者年金の被保険者であった者に対して支給してまいりましたが、今回、経営移譲年金の受給権者以外の者についての支給要件を緩和し、六十歳に達した日の前日まで農業を継続して行っていた者には農業者老齢年金を支給することとしております。

第四に、死亡一時金の支給対象の拡大であります。

これまで既に経営移譲年金の支給を受けていた者が死亡した場合には死亡一時金は支給されないとされておりましたが、これを改め、支給を受けた経営移譲年金の総額が保険料納付済み期間の区分に応じて定められる一定の金額に満たないときは、その差額を死亡一時金として支給することとしております。

第五に、国庫補助の改定であります。

農業者年金につきましては、経営移譲年金の給付に要する費用の額の三分の一に相当する額の国庫負担のほか、当分の間の措置として、保険料拠出時の補助を行つてまいりましたが、公的年金制度において拠出時と給付時の双方に国庫補助を行つていない例はないこと等から拠出時補助は廃止することとし、これにかえて、当分の間、経営移譲年金の給付に要する費用の額の六分の一に相当

する額を補助することとしております。

第六に、保険料の改定であります。

保険料の額は、財政再計算の結果によりますと相当大幅な引き上げを必要とするところでありますが、農家経済への影響をも考慮いたしまして、昭和六十二年一月分から一月につき八千円とし、以後昭和六十六年まで毎年八百円ずつ段階的に引き上げることとしております。

また、保険料の額は、昭和六十七年一月以後においては、法律で定めるところにより段階的に引き上げられることとしております。

さらに、農業後継者の育成確保に資する見地から、将来の農業生産の中核的担手となることが期待される後継者につきましては、引き続き、一般の加入者の場合と比べて保険料を三割程度軽減することとしております。

第七に、厚生年金の適用事業所の範囲の拡大に伴い農業者年金の被保険者資格を喪失した者の取り扱いであります。

厚生年金の適用事業所が従業員五人未満の事務所等に拡大されることに伴い、農業者年金の被保険者資格を喪失し、農業者年金の受給資格期間を満たし得ない者が生ずることとなりますが、その被保険者資格を喪失した日以後の期間のうち農業を継続していること等の一定の要件に適合する期間については、農業者年金の受給資格期間として通算する措置を講ずることとしております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上をもちまして、農業者年金基金法の一部を改正する法律案の提案理由の補足説明を終わります。

○今井委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時四十三分散会

農業者年金基金法の一部を改正する法律案
農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。
第十條第一項中「及び理事」を削り、「監事」を「理事及び監事」に改める。

第二十二條第一項中「行なう」を「行う」に、「被保険であつて」を「被保険者(同法第七條第一項第二号又は第三号に該当する者を除き、かつ、六十歳未満の者に限る)であつて」に改め、同條第二項第三号中「第七條第二項第一号」を「第七條第一項第二号又は同法附則第三條第一項第一号」に、「同号」を「同法第七條第一項第二号又は同法附則第三條第一項第一号」に改め、同項に次の一号を加える。

四 その者が農林漁業団体役員期間(農業者年金の被保険者が農業協同組合、土地改良区、森林組合、漁業協同組合その他の農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)第一條第一項各号に掲げる法律の規定に基づき設立された法人で政令で定めるものの役員に選挙され、又は選任され、かつ、その職務について常時勤務に服することとなつたことにより国民年金法附則第三條第一項第一号に該当するに至つたため農業者年金の被保険者でなくなつた後同号に該当しなくなつた場合(その農業者年金の被保険者でなくなつた日からその同号に該当しなくなつた日の前日までの間引き続き当該法人の常時勤務に服する役員であり、かつ、同号に掲げる者であつたことその他の政令で定める要件に該当する場合に限る)におけるその農業者年金の被保険者でなくなつた日の属する月からその同号に該当しなくなつた日の属する月の前月までの期間を基礎として主務省令で定めるところにより算定される期間をいう。以下同じ。)を有する者である場合におけるその農林漁業団体役員期間を合算した期間(前号に掲げる期間に該当する期間を除く)。

第二十三條第一項中「国民年金の被保険者」を「六十歳未満の国民年金の被保険者(国民年金法第七條第一項第二号又は第三号に該当する者を除く)」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「行なう」を「行う」に改め、同項に次の一号を加える。

四 農地等につき耕作又は養蚕の事業を行う者であつて、所有権は使用収益権に基づいてその事業に供する農地等の面積の合計が前條第一項の政令で定める面積以上であるもの(同條第二項の規定により農業者年金の被保険者とされない者に限る)。

第二十三條第二項中「前項の」を「前二項の」に、「同項」を「同條第二項」に、「第二十三條第一項の規定による申出をした」を「第二十三條第一項又は第二項の規定による申出をした」と、同項第一号中「六十歳」とあるのは「六十五歳」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 六十歳以上六十五歳未満の前項各号に掲げる者であつて、次の条号に掲げる要件のすべてに該当するものは、基金に申し出て、農業者年金の被保険者となることができる。

一 国民年金の被保険者又は国民年金法第二十六條の規定により六十五歳に達したときに同法の老齢基礎年金の支給を受けることができる者であること。

二 国民年金法第七條第一項第二号又は同法附則第三條第一項に該当しない者であること。

三 保険料納付済期間(納付された保険料第七十三條の規定により徴収された保険料を含む)に係る被保険者期間を合算した期間をいう。以下同じ。)と前條第二項第三号及び第四号に掲げる期間を合算した期間(以下「保険料納付済期間等」という)が、経営移讓年金の支給を受けるのに必要な保険料納付済期間等を満たしていない者であること。

第二十四條第二項中「前條第一項の下に」又は「第二項を加える」。

第二十五條各号列記以外の部分中「第一号」を「第二号から第四号まで及び第六号」に改め、同條第一号を次のように改める。

一 死亡したとき。

第二十五條第五号中「同項」の下に「又は同條第二項を加え、同号を同條第十号とし、同條第四号中「同項」の下に「又は同條第二項を加え、行なう」を行う」に改め、同号を同條第九号とし、同條第三号中「行なう」を「行う」に改め、同号を同條第八号とし、同條第二号を第七号とし、第一号の次に次の五号を加える。

二 国民年金の被保険者の資格を喪失したとき。ただし、次のイ又はロに該当するときは除く。

イ 国民年金法第九條第一号若しくは第三号又は同法附則第三條第一項第一号若しくは第五條第五項第一号に該当するに至つたことにより国民年金の被保険者の資格を喪失したとき。

ロ 国民年金法第二十六條の規定により六十五歳に達したときに同法の老齢基礎年金の支給を受けることができる六十歳以上の者が、国民年金の被保険者の資格を喪失したとき。

三 国民年金法第七條第一項第二号又は同法附則第三條第一項第一号に該当するに至つたとき。

四 六十歳に達する日前に経営移讓年金の支給を受けるのに必要な保険料納付済期間等を満たしている者にあつては、六十歳に達したとき。

五 六十歳に達する日前に経営移讓年金の支給を受けるのに必要な保険料納付済期間等を満たしていない者にあつては、六十五歳に達する日前に当該保険料納付済期間等を満たすに至つたとき。

六 六十五歳に達したとき。

第二十六條第一項中「保険料納付済期間(納付された保険料(第七十三條の規定により徴収された

保険料を含むに係る被保険者期間を合算した期間をいう。以下同じ。と第二十二條第二項第三号に掲げる期間とを合算した期間(以下「保険料納付済期間等」という。)を「保険料納付済期間等」に、「六十歳」を「六十五歳」に改める。

第二十六條の二第二項中「第七條第二項第一号」を「第七條第二項第二号又は同法附則第三條第一項第一号」に、「六十歳」を「六十五歳」に、「同号」を「同法第七條第一項第二号又は同法附則第三條第一項第一号」に改め、同條第二項中「前項を前二項」に、「第七條第二項第一号」を「第七條第一項第二号又は同法附則第三條第一項第一号」に、「國民年金の被保険者となつた日」を「同法第七條第一項第二号又は同法附則第三條第一項第一号に該当しなくなつた日」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 保険料納付済期間等が十五年以上である者であつて、第二十二條第二項第四号の政令で定める法人の役員に選舉され、又は選任され、かつ、その職務について常時勤務に服することとなつたことにより國民年金法附則第三條第一項第一号に該当するに至つたため農業者年金の被保険者でなくなつたものが、六十五歳に達する日前に、第四十一條第一号又は第二号の経営移譲をし、かつ、その経営移譲をした後同法附則第三條第一項第一号に該当しなくなつた場合、その農業者年金の被保険者でなくなつた日からその同号に該当しなくなつた日の前日までの間引き続き当該法人の常時勤務に服する役員であり、かつ、同号に掲げる者であつたことその他の政令で定める要件に該当する場合に限る。において、経営移譲年金の支給を受けるのに必要な保険料納付済期間等を満たしていないときは、その者は、基金に申し出て、農業者年金の被保険者となることができる。

第二十六條の三第一項中「前條第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「六十歳」を「六十五歳」に、「第七條第二項第一号」を「第七條第一項第二号又は同法附則第三條第一項第一号」に、「なく

つた後同号」を「なくつた後同法第七條第一項第二号又は同法附則第三條第一項第一号」に、「その同号に該当しなくなつた日の属する月前一年間におけるその者の被保険者期間が一定期間を下らないこと」を「前條第一項又は第二項の政令で定める要件に改め、同條第二項中「前條第二項」を「前條第三項」に改める。

第二十七條第一項中「であるもの」の下に「(次條第一項第二号及び第三号に掲げる者を除く。)」を加え、「同條」を「第二十二條」に改め、同項第二号中「行なう」を「行う」に改める。

第二十八條第一項を次のように改める。
次の各号のいずれかに該当する農業者年金の被保険者は、いつでも、基金に申し出て、農業者年金の被保険者の資格を喪失することができる。

一 所有権又は使用収益権に基づいてその耕作又は養畜の事業に供する農地等の面積の合計が、第二十二條第一項の政令で定める面積に満たない者

二 第二十三條第一項の規定による申出をして農業者年金の被保険者となつた者(当該申出をした日において、第二十二條第二項各号に掲げる期間を合算した期間が二十年に満たなかつた者に限る。)

三 六十歳以上の者

第三十一條第一項中「被保険者は」を「被保険者のうち國民年金法第八十七條の二第一項の規定による保険料を納付することができる者は」に、「その」を「農業者年金の」に、「國民年金法第八十七條の二第一項」を「同項」に改める。

第三十四條の次に次の一條を加える。

(年金給付の額の自動的改定措置)

第三十四條の二 年金給付の額については、國民年金法第十六條の二の規定により同法による年金たる給付(付加年金を除く。)の額を改定する措置が講ぜられる場合には、当該措置が講ぜられる月分以後、当該措置に準じて政令で定めるところにより改定する。

第三十五條中「年金給付に係る」を削り、「年金給付の」を「給付の」に改め、同條に次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、給付の額を計算する場合において生ずる一元未満の端数の処理については、政令で定める。

第四十一條第二号中「六十歳」を「六十五歳」に改める。

第四十二條第一項中「行なう」を「行う」に改め、同項第二号イ中「被保険者である」の下に「六十歳未満の」を加える。

第四十四條中「第一号に掲げる額の下に」(経営移譲年金の支給を受ける原因となつた第四十一條第一号又は第二号の経営移譲が加算の要件に該当する経営移譲である場合には、その額に第二号に掲げる額を加算した額)を加え、「第二号に掲げる額」を「第三号に掲げる額(経営移譲年金の支給を受ける原因となつた同條第一号又は第二号の経営移譲が加算の要件に該当する経営移譲である場合には、その額に第四号に掲げる額を加算した額)」に改め、同條第一号中「三千五百七十五円」を「千六百七十五円」に改め、同條第二号中「三百五十八円」を「五百五十八円」に改め、同條に次の二

号を加える。
三 百六十八円に保険料納付済期間の月数を乗じて得た額
四 五十五円に保険料納付済期間の月数を乗じて得た額

第四十四條に次の一項を加える。
2 前項の加算の要件に該当する経営移譲とは、前二條に規定する経営移譲のうち、当該経営移譲に係る農地等(第四十二條第一項第三号の政令で定める面積以内の面積の農地等として所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定が行われなかつた農地等を除く。)のすべてが第一号から第三号までに掲げる農地等のいずれかに該当すること及び当該経営移譲に係る農業生産法人に対して有する持分の全部の譲渡

しがある場合におけるその譲渡しが第四号に掲げる譲渡しに該当することとする。

一 第四十二條第一項第二号イに掲げる者(同号イの政令で定める者のうち耕作又は養畜の事業を行う個人にあつては、当該事業に常時従事することその他の政令で定める要件に該当する者に限る。又は同号ロに掲げる者(農業者年金の被保険者又は耕作若しくは養畜の事業に常時従事する政令で定める者に限る。))

(以下「特定譲受者」と総称する。)に対し、所有権若しくは使用収益権を移転し、又は使用収益権を設定した農地等

二 使用収益権を消滅させた小作地等である農地等

三 土地収用法その他の法律によつて収用された農地等又は第四十二條第五項の政令で定め

る農地等

四 農業生産法人に対して有する持分の全部の特定譲受者に対する譲渡

第四十六條に次の一項を加える。

3 前二項の規定による場合のほか、経営移譲年金の支給を受ける原因となつた第四十一條第一号又は第二号の経営移譲が第四十四條第一項の加算の要件に該当する経営移譲である受給権者が、当該経営移譲において特定譲受者に対して農地等の使用収益権を設定した者である場合において、当該使用収益権に基づき使用及び収益をさせている農地等の一部の返還を受けて、その返還に係る農地等につき特定譲受者以外の者に対して所有権若しくは使用収益権の移転をし、又は使用収益権の設定をした場合その他の政令で定める要件に該当する者となつたときは、当該受給権者に支給する経営移譲年金の額のうち同條第一項第二号若しくは第四号又は第五十二條第一項第二号若しくは第四号又は第五十二條第二号若しくは第四号に掲げる額に相当する額は、その該当している期間、その支給を停止する。

第四十七條第二号を次のように改める。

二 前号に掲げる者以外の者で、保険料納付済

期間等が二十年以上であり、かつ、六十歳に達した日の前日において、農地等につき所有権若しくは使用収益権に基づいて耕作若しくは養蚕の事業を行う者又は第二十三条第一項第二号若しくは第三号に掲げる者に該当してゐたもの

第四十八条中「八百九十五円」を「五百五十八円」に改める。

第五十一条中「第二十三條第二項」を「第二十三條第三項」に改め、「含む。」の下に、「第二十八條第一項第二号」を加える。

第五十二條第一項中「第四十四條」を「第四十四條第一項」に、「同條第一号に掲げる額とを合算した額」を「同項第一号に掲げる額とを合算した額」を「同項第一号に掲げる額とを合算した額」を「同項第一号に掲げる額とを合算した額」とした。この改正は、経費移讓年金の支給を受ける原因となつた第四

十一條第一号又は第二号の経営移譲が第四十四条第一項の加算の要件に該当する経営移譲である場合には、その額に第二号に掲げる額及び同項第二号に掲げる額を加算した額に、「第二号に掲げ

「第三号に掲げる額と同項第三号に掲げる額とを合算した額（経営移讓年金の支給を受ける原因と

なつた第四十一条第一号又は第二号の経営移譲が第四十四条第一項の加算の要件に該当する経営移譲である場合には、その額に第四号に掲げる額及び同項第四号に掲げる額を加算した額に改め、

同項第一号中「三千五百七十五円」を「千六百七十五円」に改め、同項第二号中「三百五十八円」を「五百五十八円」に改め、同項に次の二号を加える。

三 百六十八円に、二百四十から被保険者期間の月数を控除した数を乗じて得た額の三分の一に相当する額

四 五一五円は、二百四十一から控除し、其間の月数を控除した数を乗じて得た額の三分の一に相当する額

第五十二條第二項中「第四十四條」を「第四十四條第一項」に、「同條第一号に掲げる額」とを合算した額を「同項第一号に掲げる額」とを合算した額（経営移讓年金の支給を受ける原因となつた第四

十一條第一号又は第二号の経営移譲が第四十四条第一項の加算の要件に該当する経営移譲である場合には、その額に第二号に掲げる額及び同項第二号に掲げる額を加算した額」に、「第二号に掲げる額と同条第二号に掲げる額とを合算した額」を「第三号に掲げる額と同項第三号に掲げる額とを合算した額」経営移譲年金の支給を受ける原因となつた第四十一条第一号又は第二号の経営移譲が第四十四条第一項の加算の要件に該当する経営移譲である場合には、その額に第四号に掲げる額及び同項第四号に掲げる額を加算した額」に改め、同項第一号イ中「三千五百七十五円」を「千六百七十五円」に改め、同項第二号イ中「三百五十八円」を「五百五十八円」に改め、同項に次の二号を加える。

三 次のイに掲げる額に次のロに掲げる数を乗じて得た額

イ 百六十八円に、二百四十から被保険者期間と加算期間とを合算した期間の月数を空

除した数を乗じて得た額の三分の一に相当する額

四 次のイに掲げる額に次のロに掲げる数を乗じて得た額

イ 五十五円に、二百四十から被保険者期間

した数を乗じて得た額の三分の一に相当する額

口 第一号口に掲げる数

第五十四条第一号を次のように改める。

一 支給を受けた経営移讓年金の総額、支給を受けるべき経営移讓年金でまだ支給を受けていないものの額を含む。第五十六条において

同じ。が、その者の死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る死亡日の前日にお

ける保険料納付済期間についての別表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額以上の額である者であるとき。

第五十四条中第二号を削り、第三号を第二号と

する。

第五十六条中掲げる額」の下に（経営移讓年金の支給を受けた者又は支給を受けるべき経営移讓年金でまだ支給を受けていないものがある者の死亡に係る死亡一時金にあつては、その額からその死亡した者が支給を受けた経営移讓年金の総額を控除した額）を加える。

第八十二条中「被保険者」の下に「六十歳未満の者に限る。」を加える。

第八十三条第一項中「被保険者」の下に「六十歳未満の者に限る。」を加え、「あわせて」を「併せ

て」に、「行なう」を「行う」に改める。
第八十七条に次の一項を加える。

3 基金は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けた財務諸表を各事務所に備えて置かなければ

第九十七条の次に次の一条を加える。

第九十七條の二 この法律に基づき政令を制定

し、又は改廃する場合においては、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断され

る範囲内において、所要の経過措置を定めるこ

とができる。

第九十九条第一項中「三万円」を「二十万円」に改める。

第百条中「三万円」を「十万円」に改め、同条第三号中「行なつた」を「行つた」に改める。

第一百一条中「一万円」を「十万円」に改める。
附則第十条の二を次のように改める。

（国庫補助等）
 第十条の二 国庫は、第六十四条に規定する額を

負担するほか、当分の間、毎年度、基金に対し、経営移讓年金の給付に要する費用の額(第五十

二条の規定によりその額が計算される経営移讓年金の給付に要する費用のうち同条第一項各号

及び第二項各号に掲げる額に相当する部分の給付に要する費用の額を除く。）の六分の一に相

2 前項の規定の適用がある間は、第六十五条第

三項中「及び国庫負担の額」とあるのは、「国庫負担の額及び附則第十条の二第一項の規定によ

る国庫補助の額」とする。
附則第十条の二及び第十条の三を削る。

別表を次のように改める。

別表（第五十四条、第五十六条関係）

[illegible]

一五年以上一六年末満	六二九、〇〇〇円
一六年以上一七年末満	六七六、〇〇〇円
一七年以上一八年末満	七二四、〇〇〇円
一八年以上一九年末満	七七一、〇〇〇円
一九年以上二〇年末満	八一八、〇〇〇円
二〇年以上二一年末満	八六五、〇〇〇円
二一年以上二二年末満	九一二、〇〇〇円
二二年以上二三年末満	九六〇、〇〇〇円
二三年以上二四年末満	一、〇〇七、〇〇〇円
二四年以上二五年末満	一、〇五四、〇〇〇円
二五年以上二六年末満	一、一〇一、〇〇〇円
二六年以上二七年末満	一、一四八、〇〇〇円
二七年以上二八年末満	一、一九六、〇〇〇円
二八年以上二九年末満	二、二四三、〇〇〇円
二九年以上三〇年末満	二、二九〇、〇〇〇円
三〇年以上三一年末満	二、三三七、〇〇〇円
三一年以上三二年末満	二、三八四、〇〇〇円
三二年以上三三年末満	二、四三一、〇〇〇円
三三年以上三四年末満	二、四七九、〇〇〇円
三四年以上三五年末満	二、五二六、〇〇〇円
三五年以上三六年末満	二、五七四、〇〇〇円
三六年以上三七年末満	二、六二〇、〇〇〇円
三七年以上三八年末満	二、六六七、〇〇〇円
三八年以上三九年末満	二、七一五、〇〇〇円
三九年以上	二、七六二、〇〇〇円

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、別表の改正規定並びに附則第十五条から第十七条まで及び第二十四条の規定は、昭和六十二年一月一日から施行する。

(役員任期に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に農業者年金基金(以下「基金」という。)の理事である者の任期については、なお従前の例による。

(厚生年金保険の適用事業所の範囲の拡大に伴い被保険者の資格を喪失した者についての特

例

第三条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第六條第一項第二号に掲げる事業所又は事務所(常時五人以上の従業員を使用する事務所を除く。)に使用される者に該当する農業者年金の被保険者が、当該事業所又は事務所と同項の規定が適用されるに至つたため農業者年金の被保険者でなくなつた場合において、その農業者年金の被保険者でなくなつた日の属する月からその者を農業者年金の被保険者とみなしてこの法律による改正後の農業者年金基金法(以下「新法」という。)第二十五条(第三号を除

く。)の規定を適用したとすればその者が農業者年金の被保険者の資格を喪失することとなる日又はその者が当該事業所若しくは事務所を使用されなくなつた日のいずれか早い日の属する月の前月までの期間を基礎として主務省令で定

めるところにより算定される期間は、その者の申出により、次の表の上欄に掲げる新法の規定の同表の下欄に掲げる期間に算入する。この場合において、同表の上欄に掲げる規定の適用について必要な技術的読替えその他必要な事項については、政令で定める。

第二十二條第二項(第二十三條第三項において準用する場合を含む。)	次に掲げる期間を合算した期間
第二十三條第二項第三号、第二十五條第四号及び第五号、第二十六條第一項及び第四項(第二十六條の三第二項において準用する場合を含む。)、第二十六條の二第一項及び第二項、第二十六條の三第一項、第四十一條並びに第四十七條第二号	保険料納付済期間等
第二十八條第一項第二号	第二十二條第二項各号に掲げる期間を合算した期間

(短期被用者年金期間に関する経過措置)

第四条 施行日前に農業者年金の被保険者であつた者であつてこの法律による改正前の農業者年金基金法(以下「旧法」という。)第二十二條第二項第三号の短期被用者年金期間を有するものについての新法の適用については、当該期間は、新法第二十二條第二項第三号の短期被用者年金期間とみなす。

第五条 施行日前に農業者年金の被保険者であつた者が、施行日に国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第七條第一項第二号又は同法附則第三條第一項第一号に該当しており、かつ、その後同法第七條第一項第二号又は同法附則第三條第一項第一号に該当しなくなつた場合

については、新法第二十二條第二項第三号(新法第二十三條第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同号中「国民年金法等」の

一部を改正する法律(昭和六十年法律第 号)による改正前の国民年金法第七條第二項第一号」と、

「なくなつた後同法」とあるのは「なくなつた後国民年金法等」の一部を改正する法律による改正

前の国民年金法第七條第二項第一号」と、

「なくなつた後同法」とあるのは「なくなつた後国民年金法等」の一部を改正する法律による改正

前の国民年金法第七條第二項第一号」と、

「なくなつた後同法」とあるのは「なくなつた後国民年金法等」の一部を改正する法律による改正

前の国民年金法第七條第二項第一号」と、

「なくなつた後同法」とあるのは「なくなつた後国民年金法等」の一部を改正する法律による改正

前の国民年金法第七條第二項第一号」と、

「なくなつた後同法」とあるのは「なくなつた後国民年金法等」の一部を改正する法律による改正

前の国民年金法第七條第二項第一号」と、

「なくなつた後同法」とあるのは「なくなつた後国民年金法等」の一部を改正する法律による改正

前の国民年金法第七條第二項第一号」と、

(後の国民年金法)とする。

(農林漁業団体役員期間に関する経過措置)

第六条 施行日前に農業者年金の被保険者であつた者が、施行日に新法第二十二條第二項第四号の政令で定める法人の常時勤務に服する役員であり、かつ、その後国民年金法附則第三條第一項第一号に該当しなくなつた場合についての新法第二十二條第二項第四号(新法第二十三條第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同号中「国民年金法等」の一部を改正する法律(昭和六十年法律第 号)による改正前の国民年金法(以下「旧国民年金法」という。)第七條第二項第一号」と、「なくなつた後同法」とあるのは「なくなつた後国民年金法等」の一部を改正する法律による改正後の国民年金法(以下「新国民年金法」という。)附則第三條第一項第一号」と、「同号に掲げる者」とあるのは「旧国民年金法第七條第二項第一号又は新国民年金法附則第三條第一項第一号に掲げる者」と、「その農業者年金の被保険者でなくなつた日の属する月」とあるのは「昭和六十一年四

月とする。

(保険料納付済期間等に関する経過措置)

第七号 農業者年金基金法の一部を改正する法律

(昭和四十九年法律第六十号。以下昭和四十九

年改正法という。)附則第七号第三項又は農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第四十二号。以下昭和五十四年改正法という。)附則第三号第三項の規定により農

業者年金の被保険者の資格を取得した者について次の表の上欄に掲げる規定を適用する場合においては、当該規定に規定する同表の中欄に掲げる期間に、それぞれ同表の下欄に掲げる期間を算入する。

新法第二十三号第二項第三号並びに第二十五号第四号及び第五号

保険料納付済期間等

昭和四十九年改正法附則第七号第二項の特定期間、同条第五項の表備考の特定期間、昭和五十四年改正法附則第三号第四項の規定による納付がされた同項の納付対象期間及び同条第六項の表備考の特定期間、昭和五十四年改正法附則第三号第四項の規定による納付がされた同項の納付対象期間を合算した期間

新法第二十六号の第二項

保険料納付済期間等

昭和五十四年改正法附則第三号第四項の表備考の特定期間、昭和五十四年改正法附則第三号第四項の規定による納付がされた同項の納付対象期間を合算した期間

(資格の喪失の特例に関する経過措置)

第八号 施行日前の保険料納付済期間等が十五年以上である者が、施行日に国民年金法第七号第一項第二号又は同法附則第三号第一項第一号に

該当しており、かつ、その後同法第七号第一項第二号又は同法附則第三号第一項第一号に該当しなくなった場合についての新法第二十六号の

二及び第二十六号の三の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定、同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

新法第二十六号の第二項

国民年金法第七号第一項第二号又は同法附則第三号第一項第一号

国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第七号)による改正前の国民年金法(以下「旧国民年金法」という。)第七号第二項第一号

新法第二十六号の第二項

国民年金法附則第三号第一項第一号

旧国民年金法第七号第二項第一号

新法第二十六号の第二項

国民年金法第七号第一項第二号又は同法附則第三号第一項第一号

旧国民年金法第七号第二項第一号

新法第二十六号の第三項

国民年金法第七号第一項第二号又は同法附則第三号第一項第一号

旧国民年金法第七号第二項第一号

(年金給付の額の改定の特例)
第九号 年金たる給付の額については、昭和六十一年の年平均の物価指数(総務庁において作成する全国消費者物価指数又は総務府において作成した全国消費者物価指数をいう。以下同じ。)が昭和五十八年度の年平均の物価指数の百分の百を超えるに至った場合においては、昭和六十

一年四月分以後、その上昇した比率を基準として政令で定めるところにより改定する。
(経営移譲年金の額の計算の特例)
第十号 附則別表第一の第一欄に掲げる者については、新法第四十四号第一項第一号並びに第五十二号第一項第一号及び第二項第一号イ中「千

六百七十五円」とあるのはそれぞれ同表の第二欄に掲げる額と、新法第四十四号第一項第二号並びに第五十二号第一項第二号及び第二項第二号イ中「五百五十八円」とあるのはそれぞれ同表の第三欄に掲げる額と、新法第四十四号第一項第三号並びに第五十二号第一項第三号及び第二

項第三号イ中「百六十八円」とあるのはそれぞれ同表の第四欄に掲げる額と、新法第四十四号第一項第四号並びに第五十二号第一項第四号及び第二項第四号イ中「五十五円」とあるのはそれぞれ同表の第五欄に掲げる額とする。
2 昭和六十一年の年平均の物価指数が昭和五十八年度の年平均の物価指数の百分の百を超えるに至った場合においては、前項中「第二欄に掲げる額」とあるのは「第二欄に掲げる額に昭和五十八年度の年平均の物価指数に対する昭和六十一年の年平均の物価指数の比率(以下「昭和五十八年度基準物価上昇比率」という。)を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第三欄に掲げる額」とあるのは「第三欄に掲げる額に昭和五十八年度基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第四欄に掲げる額」とあるのは「第四欄に掲げる額に昭和五十八年度基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第五欄に掲げる額」とあるのは「第五欄に掲げる額に昭和五十八年度基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」とする。
第十一号 大正十五年四月二日以後に生まれた者のうち施行日の前日において経営移譲年金に係る受給権を有していたものは、前条及び附則別表第一の適用については、同表の第一欄に掲げる者のうち大正十五年四月一日以前に生まれた者に該当するものとみなす。
(既受給権者に係る経営移譲年金の額の特例)
第十二号 施行日の前日において経営移譲年金に係る受給権を有していた者(以下この条において「既受給権者」という。)については、新法第四十四号第一項又は第五十二号第一項若しくは第二項及び前二条の規定により算定した経営移譲年金の額が、施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた経営移譲年金の額(六十五歳に達する日の属する月の翌月が施行日の属する月以後となる既受給権者の六十五歳に達する日の属する月の翌月以後の分の経営移譲年金

にあつては、施行日の前日の属する月が既受給権者が六十五歳に達する日の属する月の翌月であつたとすれば、施行日の前日においてその者が受ける権利を有した経営移譲年金の額とする。以下この条において「既裁定年金額」という。より少ないときは、これらの規定にかかわらず、当該既裁定年金額をもつて、その者に係る経営移譲年金の額とする。

2 新法第二十三条第一項第三号に該当すること

第十三条 附則別表第二の上欄に掲げる者については、新法第四十八条中「五百五十八円」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

2 昭和六十年の年平均の物価指数が昭和五十八年度の年平均の物価指数の百分の百を超えるに至つた場合においては、前項中「下欄に掲げる額」とあるのは、「下欄に掲げる額に昭和五十八年度の年平均の物価指数に対する昭和六十年の年平均の物価指数の比率を乗じて得た額を

基準として政令で定める額」とする。

(施行日の前日において農業者老齢年金に係る受給権を有していた者に係る農業者老齢年金の額の特例)

第十四条 施行日の前日において農業者老齢年金に係る受給権を有していた者については、新法第四十八条及び前条の規定により算定した農業者老齢年金の額が、施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた農業者老齢年金の額より少ないときは、これらの規定にかかわらず、当該施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた農業者老齢年金の額をもつて、その者に係る農業者老齢年金の額とする。

(保険料の額の特例)

第十五条 昭和六十二年一月以後の月分の保険料の額は、新法第六十五条第五項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 昭和六十二年一月から同年十二月までの月

昭和六十三年一月から同年十二月までの月分	八千八百円
昭和六十四年一月から同年十二月までの月分	九千六百円
昭和六十五年一月から同年十二月までの月分	一万四百円
昭和六十六年一月以後の月分	一万一千二百円

昭和六十二年	八千八百円
昭和六十三年	九千六百円
昭和六十四年	一万四百円
昭和六十五年	一万一千二百円

2 新法第二十三条第一項第三号に該当すること

により同項の規定による申出をして農業者年金の被保険者となつた者であつて三十五歳未満であることその他の政令で定める要件に該当しているものが基金に申し出た場合(農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第五十六号)附則第三号第二項の政令で定める要件に該当している者が農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第六十五号。以下「昭和五十六年改正法」という。))の施行前に同項の規定により申し出た場合及び昭和五十六年改正法附則第二号第二項の政令で定める要件に該当している者が附則第一条ただし書に規定する日前に同項の規定により申し出た場合

を含む)におけるその申出をした日の属する月からその者が三十五歳に達する日の属する月の前月までの月分のその者に係る保険料(その者が、同号の規定によりその者をその事業の後継者として指定した者がする新法第四十二条又は第四十三条に規定する経営移譲により農地等について所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養蚕の事業を行う者となつたことその他の政令で定める事由に該当することとなつた日の属する月から当該事由に該当しなくなつた日の属する月までの月分の保険料を除く)の額に、ついての前項の規定の適用については、同項第一号中「八千円」とあるのは「五千七百円」と、

分の保険料の額にあつては、一月につき八千円(昭和六十年の年平均の物価指数が昭和五十八年度の年平均の物価指数の百分の百を超えるに至つた場合においては、八千円にその上昇した比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額)

二 昭和六十三年一月以後の月分の保険料の額にあつては、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ一月につき同表の中欄に掲げる額(昭和六十年の年平均の物価指数が昭和五十八年度の年平均の物価指数の百分の百を超えるに至つた場合においては、同表の中欄に掲げる額にその上昇した比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額)(同表の下欄に掲げる年までの間に於いて新法第三十四条の二の規定により年金給付の額を改定する措置が講ぜられたときは、当該措置に準じて政令で定めるところにより所要の調整を加へられた額)

昭和六十三年	八千八百円
昭和六十四年	九千六百円
昭和六十五年	一万一千二百円

3 第一項第二号の表の昭和六十一年一月以後の月分の項(前項の規定により読み替へて適用される場合を含む)に掲げる保険料の額は、昭和六十七年一月以後においては、その額が新法第六十五条第三項の基準に適合するに至るまでの間、同条第五項の規定にかかわらず、法律で定めるところにより段階的に引き上げられるものとする。

同項第二号の表中「八千八百円」とあるのは「六千二百八十円」と、「九千六百円」とあるのは「六千八百五十円」と、「一万四百円」とあるのは「七千四百二十円」と、「一万一千二百円」とあるのは「八千円」とする。

(死亡一時金の支給要件の特例)

第十六条 昭和六十一年十二月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間を有する者についての新法第五十四条の規定の適用については、同条第一号中「その者の死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る死亡日の前日における保険料納付済期間について別表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額」とあるのは、「農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第 号)附則第十七条各号に掲げる額を合算した額」とする。

第十七条 昭和六十一年十二月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間を有する者について脱退一時金及び死亡一時金の額は、新法第五十六条の規定にかかわらず、次に掲げる額を合算した額(経営移譲年金の支給を受けた者又は支給を受けるべき経営移譲年金でまだ支給を受けていないものがある者の死亡に係る死亡一時金にあつては、当該合算した額からその死亡した者が支給を受けた経営移譲年金の総額(支給を受けるべき経営移譲年金でまだ支給を受けていないものの額を含む)を控除した額)とする。

一 資格喪失日又は死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る資格喪失日又は死亡日の前日における保険料納付済期間(以下「基礎納付済期間」という。))について昭和四十九年改正法による改正前の農業者年金基金法別表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる額に、昭和四十九年十二月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数を基礎納付済期間の月数で除して得た数を乗じて得た額に相当する額

二 基礎納付済期間についての昭和五十六年改正法による改正前の農業者年金基金法別表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる額に、昭和五十年一月から昭和五十六年十二月までの被保険者期間に係る保

三 基礎納付済期間の月数を基礎納付済期間の月数で除して得た数を乗じて得た額に相当する額

三 基礎納付済期間についての旧法別表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる額に、昭和五十七年一月から昭和六十一年十二月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数を基礎納付済期間の月数で除して得た数を乗じて得た額に相当する額

四 基礎納付済期間についての新法別表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる額に、昭和六十二年一月以後の被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数を基礎納付済期間の月数で除して得た数を乗じて得た額に相当する額

(年金給付に関する経過措置)
第十八条 昭和六十一年三月以前の月分の年金たる給付の額については、なお従前の例による。
(罰則に関する経過措置)

附則別表第一

第十九条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(その他の経過措置の政令への委任)

第二十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(農業者年金基金法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十一条 農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

附則第二条及び第七条第五項の表(備考を含む。)中「第二十三条第二項」を「第二十三条第三項」に改める。

第二十二條 農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第六項の表中「第二十三条第二項」を「第二十三条第三項」に改め、「第四十七条第

二号ロ」を削り、「第二十六条の二第二項」を「第二十六条の二第三項」に改め、同表備考中「国民年金法」を「国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第 号)による改正前の国民年金法」に改め、同条第八項中「第二十五条第五号」を「第二十五条第十号」に、「第四十七条第二号ロ」を「第四十七条第二号」に改める。

第二十三條 農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二条の次に次の一条を加える。
(死亡一時金の支給要件の特例)

第二条の二 昭和五十六年十二月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間を有する者についての農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第 号)による改正後の農業者年金基金法第五十四条の規定の適用については、同条第一号中「その者の死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る死亡日の前日における保険料納付済期間に

ついての別表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額」とあるのは、「農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第六十五号)附則第三条各号に掲げる額を合算した額」とする。

附則第三条第一項中「合算した額」の下に、「(経営移譲年金の支給を受けた者又は支給を受けるべき経営移譲年金でまだ支給を受けていないものがある者の死亡に係る死亡一時金にあつては、当該合算した額からその死亡した者が支給を受けた経営移譲年金の総額(支給を受けていないもの額を含む。)を控除した額)」を加え、同条第二項を削る。

第二十四條 農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二条の二を削る。

附則第三条を次のように改める。

第三条 削除

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄
大正十五年四月一日以前に生まれた者	三千七百十円	〇円	三百七十一円	〇円
大正十五年四月二日から昭和二年四月一日までの間に生まれた者	三千五百二十五円	百八十五円	三百五十三円	十八円
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	三千二百五十三円	三百六十一円	三百二十五円	三十六円
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	二千九百九十四円	五百二十八円	二百九十九円	五十三円
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	二千七百四十五円	六百八十六円	二百七十五円	六十八円
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	二千五百七円	八百三十六円	二百五十一円	八十三円
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	二千四百四十四円	八百十五円	二百四十四円	八十二円
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	二千三百八十一円	七百九十四円	二百三十九円	七十九円
昭和八年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者	二千三百二十一円	七百七十三円	二百三十二円	七十七円
昭和九年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	二千二百六十二円	七百五十四円	二百二十七円	七十五円
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	二千二百六円	七百三十五円	二百二十一円	七十三円
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	二千二百五十円	七百十七円	二百十五円	七十二円

附則別表第二

昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	二千九十六円	六百九十九円	二百十円	七十円
昭和十三年四月二日から昭和十四年四月一日までの間に生まれた者	二千四十四円	六百八十一円	二百五十円	六十八円
昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者	千九百九十二円	六百六十四円	二百円	六十六円
昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	千九百四十四円	六百四十八円	百九十四円	六十五円
昭和十六年四月二日から昭和十七年四月一日までの間に生まれた者	千八百九十五円	六百三十二円	百九十円	六十三円
昭和十七年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者	千八百四十八円	六百十六円	百八十五円	六十一円
昭和十八年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者	千八百四円	六百一円	百八十一円	六十円
昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者	千七百五十九円	五百八十六円	百七十六円	五十九円
昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者	千七百十六円	五百七十二円	百七十二円	五十七円

大正十五年四月一日以前に生まれた者	九百二十八円
大正十五年四月二日から昭和二年四月一日までの間に生まれた者	九百二十八円
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	九百四円
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	八百八十一円
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	八百五十八円
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	八百三十六円
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	八百十五円
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	七百九十四円
昭和八年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者	七百七十四円
昭和九年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	七百五十四円
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	七百三十五円
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	七百十七円
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	六百九十九円
昭和十三年四月二日から昭和十四年四月一日までの間に生まれた者	六百八十一円
昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者	六百六十四円
昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	六百四十八円
昭和十六年四月二日から昭和十七年四月一日までの間に生まれた者	六百三十二円
昭和十七年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者	六百十六円

昭和十八年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者	六百一円
昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者	五百八十六円
昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者	五百七十二円

理由

最近における農業事情その他の社会経済情勢等にかんがみ、農業者年金事業の安定を図るため給付等の適正化を行うとともに、経営移譲年金について農業経営の近代化と農地保有の合理化を一層推進するための措置を講ずるほか、国民年金制度の改革等に対応して農業者年金の被保険者の資格について所要の規定の整備を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。